

平成29年 第2回定例会

# 美深町議会議録

平成29年6月15日 開会

平成29年6月16日 閉会

美深町議会

平成29年第2回定例会  
美深町議会会議録  
第1号（平成29年6月15日）

---

◎議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 報告第3号 平成28年度美深町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について
- 第 6 報告第4号 平成28年度美深町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告について
- 第 7 一般説明
- 第 8 議案第23号の提案説明
- 第 9 議案第24号 美深町税条例の一部改正について
- 第10 議案第25号の提案説明
- 第11 議案第28号の提案説明
- 第12 議案第29号の提案説明
- 第13 議案第26号及び議案27号の提案説明
- 第14 同意第1号 美深町農業委員会委員の任命について
- 第15 同意第2号 美深町農業委員会委員の任命について
- 第16 同意第3号 美深町農業委員会委員の任命について
- 第17 同意第4号 美深町農業委員会委員の任命について
- 第18 同意第5号 美深町農業委員会委員の任命について
- 第19 同意第6号 美深町農業委員会委員の任命について
- 第20 同意第7号 美深町農業委員会委員の任命について
- 第21 同意第8号 美深町農業委員会委員の任命について
- 第22 同意第9号 美深町農業委員会委員の任命について
- 第23 同意第10号 美深町農業委員会委員の任命について
- 第24 同意第11号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第25 同意第12号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第26 諒問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

第27 報告第5号 委員会報告（総務住民常任委員会・産業教育常任委員会、所管事務調査報告）

◎出席議員（11名）

1番 小口英治君	2番 長岐和彦君
3番 和田健君	4番 中野勇治君
5番 荒川賢一君	6番 藤原芳幸君
7番 岩崎泰好君	8番 諸岡勇君
9番 齊藤和信君	10番 南和博君
11番 倉兼政彦君	

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町長 山口信夫君	副町長 今泉和司君
総務課長 渡辺英行君	住民生活課長 川端秀司君
保健福祉課長 望月清貴君	農務課長 草野孝治君
建設水道課長 杉本力君	会計管理者 政岡英司君
総務グループ主幹 小林一仙君	企画グループ主幹 中江勝規君
生活環境グループ主幹 後藤裕幸君	税務グループ主幹 山崎義典君
保健福祉グループ主幹 小野勇二君	農業グループ主幹 桜木健一君
建設林務グループ主幹 中林秀文君	水道住宅グループ主幹 南坂陽子君

◎教育委員会

教育長 石田政充君	教育次長 玉置一広君
教育グループ主幹 大堀裕康君	幼児センター長 藤原裕子君

◎農業委員会

農業委員会会长 外崎敬雄君	事務局長 草野孝治君
---------------	------------

◎監査委員事務局

代表監査委員 水 本 守 君 事 務 局 長 羽 野 保 則 君

◎議会事務局

事 務 局 長 羽 野 保 則 君 事 務 局 係 長 神 野 勝 彦 君

開会 午後 1時30分

◎開会宣言

○議長（倉兼政彦君） 第2回美深町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布の通りです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉兼政彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長より1番 小口君、2番 長岐君の両君を指名いたします。

---

◎日程第2 会期の決定

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。今期定例会の会期は、本日から16日までの2日間としたいと思います。ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。本定例会の会期は本日から16日までの2日間と決定をいたしました。

---

◎日程第3 諸般の報告

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第3 諸般の報告を事務局長から行わせます。

羽野事務局長。

○事務局長（羽野保則君） 諸般の報告をいたします。

閉会中の議長の動向及び閉会中の各委員会の活動につきましては、別冊配布の議会の動きに掲載しておりますのでご了承願います。

次に、閉会中に議長が受理しました陳情等について申し上げます。1つ、日本政府に核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約実現に真剣に努力するよう求める意見書。1つ、全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める意見書。1つ、商店街活性化事業（プレミアム商品券販売事業）に対する助成についての要望書。1つ、「新たな高校教育に関する指針」の見直しに関する意見書。1つ、特別支援学校の設置基準の策定、及び、特別支援学級の学級編成基準の改善を求める意見書。1つ「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書。1つ、国の教育予算を増やして「高校無償

化」を復活し、給付制奨学金制度の確立を求める意見書。1つ、地方財政の充実・強化を求める意見書。1つ、平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の9件であり、資料として配布しております。

次に、閉会中、議長に提出された書類について申し上げます。町長から、専決第1号 損害賠償の額の決定について、専決第2号 平成29年度美深町一般会計補正予算（第1号）、地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社 美深振興公社及び、株式会社アウルに係る経営状況を説明する書類。代表監査委員から、平成29年4月及び、5月実施の例月出納検査の報告書の4件は、お手元に写しを配布しておりますのでご覧いただきます。

次に、今定例会の提出議案並びに出席説明員について申し上げます。提出議案は町側提出のもの、条例の一部改正3件、補正予算2件、工事請負契約締結2件、報告2件、同意12件、諮問1件の合計22件。議会側提出のもの、委員会報告1件です。

次に、本定例会の説明員として出席通知がありました者の、職氏名を一覧表として、お手元に配布しておりますのでご了承願います。

最後に、本定例会の一般質問の通告について申し上げます。一般質問通告者は、小口議員他2名であります。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（倉兼政彦君） みなさんにお伝えをしたいのですが、クールビズの時期に入っていますので、暑さを感じた方は上着を脱いで結構でございますので、取り計らいをお願いいたします。

---

#### ◎日程第4 行政報告

○議長（倉兼政彦君） 次に、日程第4 町長から行政報告について発言を求められていますので、これを許します。

山口町長。

○町長（山口信夫君） それでは、行政報告を申し上げます。まず1つとして平成29年度各会計の決算状況であります。2つとしては、今春の農作業状況と6月1日現在の農作物生育状況について、ご報告を申し上げます。まず、平成28年度の各会計の決算状況を申し上げます。平成28年度各会計につきましては、5月31日をもって出納閉鎖をし、現在、計数確認と決算書の調整にあたっているところでありますけれども、歳入歳出の決算状況につきまして、一般会計から順に、ご報告を申し上げます。まず、一般会計は国の地方創生に係る交付金の増加などによりまして、前年度を上回る決算規模となっておりま

すけれども、一般財源の確保が大変厳しい財政状況に変わりはなく、これが執行にあたりましては、経常経費の削減に努めながら、諸事業の推進にあたって参ったところであります。歳入では、町税3億9,811万4千円で、前年度比、微増でありますけれども、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税総額は、31億8,513万4千円と、前年比で約4,660万円減少となっております。また、平成28年度から29年度へ繰り越しした事業は2事業でございまして、1,736万3千円で、これらの一般財源は1,700万円となっております。なお、繰り越し事業の詳細については、報告第3号で説明を申し上げます。この結果、歳入54億4,808万4千円、歳出50億4,821万7千円、差し引き3億9,986万7千円の黒字であります。ここから、翌年度繰り越し事業の一般財源、1,700万を控除した実質収支額は3億8,286万7千円であります。この、決算剰余金に係る基金への積立てについては、公共施設の整備・改修に備えて、公共施設整備基金に積み立てることといたします。積立額は、1億9,150万円、残る1億9,136万7千円は、一般財源として、29年度会計へ繰り越したところであります。

次に、国民健康保険特別会計について報告を申し上げます。国民健康保険につきましては、被保険者数が年々減少傾向にありましたけれども、平成25年度から減少してきた保険給付費が平成28年度において、高額医療費の増に伴って増加しております。これによりまして、平成28年度の決算額は歳入6億5,921万1千円、歳出6億5,021万9千円、差し引き899万2千円の黒字となり、このうち450万円を基金へ積立てて、残りの449万2千円を翌年度繰り越しとしたところでございます。国保財政調整基金の年度末、3月末でありますけれど、現在高は、1億2,301万1千円余りとなっております。

次に、後期高齢者医療保険特別会計について報告を申し上げます。この特別会計の主な事業は、保険料の徴収と北海道後期高齢者医療広域連合への保険料納付などとなっております。後期高齢者の被保険者数は横ばいであり、保険給付費については増加傾向となっております。これによりまして、平成28年度の決算額は、歳入7,204万3千円、歳出7,202万円で、差し引き2万3,500円を翌年度繰り越しとしたところであります。次に、介護保険特別会計について申し上げます。第1号被保険者数は、前年とほぼ同数であり、要介護・要支援認定者数は前年度比1.5%の増となりました。要介護認定等を受けた介護サービス受給者に係る保険給付費については、前年度と比較して2.0%の増加となったところであります。平成28年度の決算額は、歳入、5億2,028万8千円、歳出、5億1,090万2千円、歳入・歳出、差引き、938万6千円を平成29年度会計に繰り越したところであります。介護給付費準備基金の年度末現在高は、5,945万

8千円余りとなっております。

次に、北部簡易水道事業特別会計について申し上げます。平成28年度におきましては、機械設備等の計画修繕を中心に行い、安定した水の供給に努めて参ったところであります。決算額は、歳入・歳出ともに、3,251万2千円で、一般会計からの繰入金は1,217万6千円となっております。

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。平成28年度は、公共下水道事業長寿命化計画にもとづく工事実施設計、機械設備の更新工事、管渠長寿命化計画の策定と、これに基づく管渠の調査・清掃を実施し、施設整備の保守管理に万全を期すとともに、環境・公衆衛生の充実に努めて参ったところであります。下水道事業特別会計において、平成28年度から29年度へ繰り越した事業は、1事業、3,090万円で、全て特定財源となっているわけであります。この、繰り越し事業の詳細については、報告第4号で説明を申し上げます。決算額は、歳入・歳出ともに3億1,600万円で、一般会計からの繰入金は1億6,372万6千円となっているわけであります。

最後に、中央簡易水道事業会計について申し上げます。中央簡易水道事業につきましては、水の安定供給、経営効率化に努めた結果、収益的収支で、1,743万4千円の純利益が生じております。また、資本的収支では7,466万5千円の不足が生じましたが、これにつきましては、当年度分消費税及び地方消費税、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金をもって補てんした結果、翌年度繰越現金は、2億8,358万4千円となるものであります。以上が各会計の決算状況の報告でございます。

続きまして、今春の農作業の状況、更には、6月1日現在の農作物生育状況について報告を申し上げます。まず、気象の経過でありますけれども、今年4月上旬から気温が高く推移したことから、融雪は順調に進み、融雪期は平年より5日ほど早くなつたと認識をしているわけであります。融雪後も気温も高く、4月下旬から5月中旬にかけて少雨傾向でございましたけれども、5月下旬から6月上旬にかけての降雨、6月上旬には低温が数日続くなど気温の変動があり、大きな天候の変動があったということでございます。農作業の状況でありますけれども、今年は融雪が平年より早く進んだことにより、水田・畑地ともに耕起作業は平年より早く進みました。移植・植付け作業についても、馬鈴薯は平年より6日早く植付け作業を完了しておりますし、小豆の播種作業についても平年より5日早く終えております。また、てん菜の移植についても平年より9日ほど早く作業を終えております。この他、水稻の移植も平年並みに行われており、かぼちゃ等の一部野菜を除いて作業は終えているところであります。しかしながら、昨年10月末の降雪の影響によりまして春まき小麦の初冬まき栽培については播種作業ができず、全量、慣行栽培となりまし

た。また、秋まき小麦についてもこの降雪の影響により、防除作業を行うことができなかつたため、一部の圃場で雪腐れ病が発生し廃耕となり春まき小麦等へ播き直しを行っているわけであります。この結果、秋まき小麦 61ha、春まき小麦の慣行まき、206ha の作付けとなっているわけであります。生育状況について申し上げます。6月1日現在の主要農作物の生育状況は、水稻について移植は平年並みに終了しており、植付け痛みが少なく活着も概ね良好であります。その他、畑地では概ね順調に推移しておりますが、牧草について、雨が少なかった影響を受け、茎が細い傾向があります。今後の降雨の状況次第ですが、収量に影響が出ないか、今、心配をしているところであります。春まき小麦については、初冬まき栽培に比べると生育の遅れがあり、圃場間の生育にむらが散見されています。また、秋まき小麦についても、生育の圃場間差が大きい状況となっております。アスパラガスについては、露地ものの出荷始めは、昨年より2日早い5月15日でありました。平年より早い昨年10月末の降雪の影響で、養分転流が不十分でありまして、収穫中のアスパラガスは細い傾向となっております。ホワイトアスパラガスは、気象の影響を受けにくく、安定した収量を確保できており、今年度は昨年並みの4月4日から出荷が始まっており、6月20日頃まで収穫の見込みであります。また、恩根内放牧場への入牧については、牧草の生育状況も良く、5月25日に終えたところでございます。放牧頭数については、6月8日現在、乳牛、肉牛、馬の総数でありますけれども、433頭となっております。以上が平成28年度、各会計の決算状況及び、農作業状況・農作物生育状況、この2点についての行政報告とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 只今の町長の行政報告にお尋ねの向きがございましたら、発言願います。ありませんか。別段なければ、本件報告済みといたします。

---

#### ◎日程第5 報告第3号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第5 報告第3号 平成28年度美深町一般会計繰越明許費繰越計算書報告についてを議題とします。提出者の報告をお願いいたします。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 議案書の19ページをお開きいただきたいと思います。報告第3号 平成28年度美深町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について。

平成28年度美深町一般会計予算の繰越明許費について、別紙の通り、翌年度に繰り越したので、地方自治法施行例、第146条第2項の規定により報告をさせていただきます。次のページお開きいただきたいと思います。計算書になっています。2件の事業でございます。2款総務費、1項総務管理費、事業名、町有施設アスベスト調査業務委託事業、金

額1,700万円。先の3月16日に議決を受けたものでございまして、翌年度に全額を繰り越しさせていただいております。財源については、一般財源となっております。同じく、総務費3項、戸籍・住民基本台帳費、事業名、通知カード、個人番号カード、事務委任交付金事業でございまして、この事業、追加交付がございまして、36万3千円ほど、事業費のうち、翌年度に繰り越しをさせていただくものでございます。財源につきましては全額、国庫補助ということになっております。合計の金額、1,806万3千円、翌年度に繰り越しをした額1,736万3千円となるものでございます。以上、報告第3号、平成28年度美深町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 報告第3号についてお尋ねの向きがございましたら発言願います。

6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 総務管理費のアスベストの繰越事業でありますけれども、前回の時には事業がスムーズに進めるようにということでこういう形をとったわけですけれども、年度が変わりまして、現在また色々とアスベストに対する不安があるということで、報道等もありますけれども、美深町はこういう形をとって現在の進行状況として順調に進んでいるのかどうかその辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） 只今、町有施設のアスベスト調査業務のことに関しましてご質問いただきました。この業務につきましては、3月28日に契約をいたしまして、現在、施設のアスベストの状況について調査をしております。具体的には、1次調査・2次調査がありまして、5月22日から現地調査ということでそれぞれ対象施設のうち、煙突等にアスベストのある部分の検体を採取しております。14検体を採取しております、煙突のうち10本、今、アスベストが使われているということを受けまして、今週6月12日月曜日から、来週の月曜日にかけて今度はその煙突に関して大気中に飛散がないかどうかということを今、空気中の濃度測定というものをやっているところであります、これを受け最終的にどのような結果になるかというのはもう少し後になってくるかと思っているところです。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 他にございませんか。なければ、本件報告済みといたします。

---

◎日程第6 報告第4号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第6 報告第4号 平成28年度美深町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告についてを議題とします。説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 議案書21ページでございます。報告第4号 平成28年度美深町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告について。平成28年度美深町下水道事業特別会計予算の繰越明許費について別紙の通り、翌年度に繰り越しをしたので、地方自治法施行例第146条第2項の規定により報告させていただくものでございます。1ページ開いていただきて、22ページ、事業については1本でございます。1款、下水道費、1項、公共下水道費、事業名、浄水管理センター機械設備等改修事業でございます。全体の金額、1億3,337万2,560円でございまして、平成29年度に繰り越しをさせていただいた額、3,090万円でございます。社会保障整備交付金これらの追加によりまして、1月19日に臨時議会をもって、この翌年度に繰り越しの措置をさせていただいたものでございます。以上、報告第4号といたします。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたので、お尋ねの向きがございましたら発言願います。ございませんか。なければ、本件、報告済みといたします。

---

#### ◎日程第7

○議長（倉兼政彦君） 一般質問を行います。一般質問の通告者は3名です。発言の順序は通告の順序といたします。発言の時間は質問を含めて30分といたします。それでは通告の順にしたがって発言を許します。

1番 小口君。

○1番（小口英治君） それでは、一般質問を始めさせていただきます。項目1、財政。件名、公共施設等総合管理計画について。質問の要旨を述べます。将来人口の予測から推測される雇用の減少、老齢人口の増加による社会保障費の増大が懸念される中、町有施設の総量の縮減、適正化が謳われておりますが、具体的な年次計画が必要に思いますが以下の考えについてお伺いいたします。1つ目には、現状の施設を管理する試算によると町民1人あたり、年14万円から40年後には約97万円と現行の7倍になる想定があります。特に、建設物・道路・上水道の負担が増大する中での取組みと解決に結びつく方策をお伺いいたします。2つ目、人口減少のコミュニティセンターの設置基準、維持管理の方法もお尋ねいたします。3つ目、官民連携による公共施設運営の方策をお聞きしたいを思います。以上、町長の所見をお伺いするものです。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 小口議員から公共施設等総合管理計画に対して、3点のご質問をいただきました。順次それぞれ答弁を申し上げたいと思います。国や自治体が管理する公共施設は高度経済成長期から集中的に整備されておりまして、今後、一斉に更新の時期を

迎えようとするのではないかと見ております。一方で、厳しい財政状況や人口減少・少子高齢化の進行などの現状を踏まえると、施設の長寿命化とともに維持管理・更新等に係るコストの縮減・平準化が大きな課題となっているわけであります。こうしたことから、国においては、平成25年度にインフラ長寿命化基本計画が策定されておりまして、美深町においても同様に維持管理や整備を進めるため、平成28年5月に町有財産のうち、すべての公共施設を対象として、公共施設等総合管理計画を策定したところであります。計画期間は平成28年から平成67年までの40年間でありますし、しかし、5年を基本に見直しをすることになるわけであります。そこで、お尋ねの維持管理費が40年後には7倍となるこういう試算でありますし、特に建築物・道路・上水道の負担が増大するなかでの取り組みになるかと、こういうことでございます。ご質問の町民1人当たりの維持管理費の試算は、現在ある公共施設を今後もすべて維持し続けることと、こういうことを条件とした試算でありますので、まずもってご理解を頂いておかなければならぬと、このように思っております。この場合、現状の投資的費用、年間大体6億5千万円ぐらいを限度としているわけでありますけれども、公共施設を維持した場合、約6割の建物が維持できなくなるのではないかということになるわけであります。こうした負担の増大に対応しつつ、必要な公共施設を維持していくためには、計画に基づいて進めていく以外に特効薬はないと思っているわけであります。町の公共施設等総合管理計画では、長期的な視点に立ちながら公共施設の更新や統廃合、長寿命化計画を計画的に行なながら需要が見込めない施設は用途廃止、さらには除却によって適切な処理を進めることとしていかなければならないということであります。また、国においては、各省庁に対し個別施設計画を平成32年までのできるだけ早期に策定を要請しております。町においても、公共施設等管理計画における施設類型ごとに個別計画を策定するよう、今、検討してまいるわけであります。次に、人口減少地域のコミュニティセンターの設置基準・維持管理の方法等でありますけれども、地域のコミュニティセンターについての質問でありますけれども、いわゆるコミセンは、これまで各自治会に1施設を基本に設置されてきたことでありますし、過去に集落の減少に伴って統合したものもありますけれども、現在16施設が各自治会によって指定管理されているわけであります。条例上は1つ、火災によって条例上残っているものもありますけれども16と、こういうことでございます。条例上は17ということです。コミセンの設置基準は特に設けておりませんけれども、現時点では、人口減少に伴って一律に統合する考えは持っておりません。一律に統合する考えは持っていないと、こういうことでございます。ただ、地域の住民活動の拠点となる大切な施設でありますので、地域の実情や要望も聞きながら基本的に現状維持をするよう管理を継続して参りたいと思っているわけ

であります。次に、官民連携による公共施設運営の方法でありますけれども、公共施設等総合管理計画では、基本的な考え方の1つとして官民連携の推進を掲げておるわけであります。今後の施設更新等に当たって、民間事業者の有するノウハウや資金導入など、こういうことをお願いしなければならないのかなと考えておりますし、施設サービス水準の維持向上と効率的な運営も視野に入れながら検討して参りたいと、このように考えているわけであります。以上、応答答弁とさせていただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君）小口君。

○1番（小口英治君） 人口想定は、ご存知の通り減っていくのは少子高齢化になって減っていきます。郡部を見ると自治会等の減り方といいますか、これは市街地が2014年から39年までの資料ですけれども、市街地で35%。農村部で約43%、減少率が大きいのは敷島自治会、ついで吉野自治会というような資料があります。この期間の中で、早いか遅いかは別として、農村部の7つの自治会では人口が50人以下になると町の人口ビジョンでは予想されています。この中で、コミセンが維持できるかという問題も次のこと、またお聞きしたいと思いますけれども、まず初めに、この公共の建築物ですが、これは20年間で2016年から35年の間で公共建設物の総床面積を20年間で14%削減を目標としているということで建てられていますけれども、私は、この35年までで14%は、ちょっとあまいのではないかと、これの倍くらいでないと維持するランニングコスト的に問題が生じるのではないかと私自身は思っていますが、町の方は14%と目標をしていますが、こういう数字も具体的に年次計画で、こことここは削減して14%にもっていくというような情報でもあればわかりますけれども、ほとんどが30年から50年未満がほとんどです。これで計算しますと、90近くが30年以上50年未満、50年以上の建物に。その中で14%削減目標だけで、済むのかと私は思っているのですが、その説明を町長に聞いてみたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 元の計画が必要ではないかという部分もあるうかと思いますけれども、その中で橋梁だとか上下水道だとか公営住宅、こういうものもあるわけで、その他に役場の庁舎だとか学校だとか特養。特養は現在、民間にしていますが色々あるわけあります。そういう中で、計画策定にあたって14%を目標にしてあるということありますけど、いろんなことを想定しながら具体的に、対策を順次立てていかなければならぬという段階であります。今ここで具体的に裏付けの数字ということもありますけど、そこはなかなか今ここで住民協議等とももちろんありますけど、それは先ほど言いましたように道路だとか橋梁だとか上下水道、特に上下水道等につきましては今、進

めている部分もありますし、ただ建物等についてもいろいろあるものですから、その辺は長期計画に基づきながら基本的な考え方を示しておりますので具体化させるべく、検討してまいりたいとこのように思っております。

○議長（倉兼政彦君）小口君。

○1番（小口英治君） 橋梁の話をしますと、美深町に111橋あって、大規模改修にすると100億円かかるところが予防型の改修を行うと67億くらいで済むと。そして37億円ぐらいの削減効果があるので、そういうように取組むような報告もなされていますけども、水道でも郡部は段々人口が減っていく、建設物はどんどん老朽化していく。これはある程度ですね、計画性を持ったなかで、どうしようもないものは取壊しますとなっていますけど、具体的に今からでも計画的に町民に、ここは有効利用がなければ取壊すだとか、ここはそういうような大まかでもいいですから、何年から何年の間にはそういう計画ですよというのを教えてやらないと、いきなり協議はするといつてもある程度のスパンをもった中で町民に説明が私は必要ではないかと、街づくりに対して思うのですが、そこら辺の町民への情報提供のあり方に関してはどのように考えていますか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 昨年でありますけど、公共施設等総合管理計画を作りながら、今ご質問いただいているようなこと、1つのたたき台といいますか、考え方ができたなという風に思っておりまして、これは、将来40年先のことも含めて考えておるわけでありまして、非常に先ほど議員がおっしゃる通り町の人口減少、さらには農村部の人口減少、コミュニティのあり方等々も議論があったところでありますけれど、そういうことも踏まえながら道路・橋・下水のインフラだけではなくて、建物、役場だとかここだとか、そういうことも含めて考えていかなければならない。地域のコミュニティセンターのことについても、色々検討していかなければならないということありますので、全部が全部、維持管理していくものではないな、それは理解しておりますけれど、しかしながら今具体的にそれを示しながら、こういうようなというところまでは至っていないと徐々に色々な意見を聞きながら検討を加えていくと、1つのたたき台を作り上げたという段階でありますのでご理解をいただきたい。

○議長（倉兼政彦君） 小口君。

○1番（小口英治君） 町長はこの問題に対して当初から29年度の予算の時から人口減少の問題、それから建物のことも視野に入れていかなければ駄目だということもおっしゃっていますので、それは一生懸命頑張っていただきたいと思います。それでは、項目、行政。件名、まちづくりの具体的方策について、お伺いしたいと思います。質問の要旨は、都市

計画マスタープラン、まち・ひと・しごと創生総合戦略による将来人口の減少に伴う、まちづくりについて以下の考えを伺います。1つ目、公共公益施設の適正な立地の考え方（特別養護老人ホーム・高齢者住宅）2つ目、空き店舗、空き地の増加に伴う解決策等をお聞きします。これは、町長にお聞きするものです。よろしくお願ひします。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 小口議員が2つ目の項目として、将来の人口減少に伴うまちづくりの方策について質問をいただいたところでございます。その中で、公共施設の適正な立地の考え方、特に特別養護老人ホーム・高齢者住宅、この考え方をいただいたわけですけれども、ご存知のとおり特別養護老人ホームは建築から31年が経過しております。現在地、ご案内の通りでありますけれど、当時は適地として市街地の状況あるいは災害に対するまちづくりの観点等とも考慮しながら造ったと思っておりますけれども、しかしながら、まちづくりの今の観点、更には施設の老朽化、色々と課題が出てきていると思っておりまして、これらの状況を踏まえながら施設を運営している美深福祉会これらとの協議、福祉会の考え方方が大事になるわけでありますけど、施設の規模や形態などと合わせて色々検討していかなければならぬと考えております。また、高齢者住宅についても触れられましたが、現状におきましては民間におけるケアハウスの建設やサービス付き高齢者住宅、認知症グループホームなど一定の高齢者対応施設の整備が進められていると考えております、当面、町が整備を行う計画は今持っていないわけです。それと、ここのことろ進んでおります、空き店舗・空き地の増加に伴う解決策ですが、これについての考え方も問われましたが、人口規模の縮小だとか商店経営者の高齢化、担い手不足などによって市街地を中心として商店の廃業による空き店舗や個人住宅の空き家が目立ってきていると思っております。ここ数年、住宅の解体に対する町からの支援、更には老朽化した住宅をはじめ、店舗併用の住宅解体が進みつつあるとこう見ております。廃屋など朽廃した建物が整理されて、危険な建物が少なくて良い部分もあるわけでありますけれども、しかしこれによって更地となって空き地が目立つということも現実としてあるわけであります。市街地の町並みを形成していく、そういう上では、先ほどの特別養護老人ホームなどを含めて今後整備が必要な公共施設であるとか、市街地の空き地に整備する方策、こういうものも考えに入れていかなければいけないと考えるわけでありますけれども、しかし、現在発生している空き家や、あるいは空き地など民間の所有でありまして、特に不在地主となっている状況もあるとともに、公共施設をそこに造るとなれば、一定の規模といいますか、用地、広さ、こういうことが必要となってくるわけでありまして、非常に課題があるなどみております。ただ、一方で商店街等において、この空き地を利用して駐車場や冬期間の雪捨て

場だとか、そういうことに利用されている部分もありまして、一方では有効活用されている部分もあるなど、こう見ております。ただ、商工業の活性化対策として、担い手支援条例だとか、対策をしながら店舗近代化に対する支援なども講じながら新規開業だとか事業所の新設も、一部ではありますけども成果が見られておる部分もあるわけであります。当面は、現在の担い手支援対策等を中心に進めていかなければならぬと、こう思っております。そういう意味では既存の事業者といいますか、継続されておる方々の一層の奮起といいますか、拡大に期待をするとともに、新規の担い手確保、これらについて関係団体と連携を図りながら努力して参らなければなとこのように思っております。

○議長（倉兼政彦君）小口君。

○1番（小口英治君） 都市計画の方なのですけれども、空き地の問題ですけれども、市街地区では40ヘクタールを超える状況になっていて500平米以下の小規模のものについては、200カ所を超えると、空き地が散在している状況だと美深町。まさに私もその通りだと思っています。そこで、空き地をなんとか埋めていく努力ももちろんしないと駄目だと。そこで、公共の公益施設なりをそういう町の中にもっていく政策も都市計画上、必要ではないのだろうかと、それがですね、昔から美深町でSUN21ですか、あそこはどん詰まり、昔の役場もどん詰まりでして、今の現庁舎もどん詰まりです。なんで突き抜けるようなまちづくりにできなかったのかなっていうのは、もう過去からそう言われていますよね。ですから、これからそういうような建物をやるときは、なるべく特養高齢者住宅は例に出しましたけれども、そういうのを町の中にもってきて、これから段々、高齢化になって、進行中なのですから、買い物でも自由に少しでも利便性を図れるような、そういう考えをしていかないと、ただ空き地になっているから駐車場やら雪捨て場にいいのだと、それだけの判断では、私は困ると思います。それで、空き地の問題をもう1回聞きますけど、今の段階で町長の考え方をお聞きしたいです。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今、小口議員から言われるように、それぞれの大変な公共施設の規模の大きなもの、それぞれのところでどん詰まりになっているのではないかと、当時、構想といいますか、計画段階ではこれはこれでよかったですのかな、時代とともにこうなったのかなと思っておりますけれども、当時の人の判断でありますから、良いとか悪いとか、私はここで論評するもなにものもないな、こう思っておりますけれども、しかし今後のことについて、今言われるようにならこちに空き地、空き家がでてきて、これは承知しております。ただ、先ほどご答弁申し上げたとおりに、どうしても公共施設等々、市街区といいますか、そういうところにつくる、空き地につくる、一定のまとまりといい

ますか、規模がいるということもご理解いただかなければいけないですし、冬場のことだと、そういうことを考えると果たしてどうなのかなと、そして、これから公共施設等ともどのくらいつくりていけるのかな、かなり更新しなければならないものもでてきておりますけれども、そういうことも考えながら、こういう部分についてはじっくりとみなさんのご意見を聞きながら相談して参らなければならないのかなと思っております。あまり、この部分については、こうするああするといい話が今の段階でできないのが辛いわけありますけれども、1つの大きな課題と受け止めながら、将来の課題と受け止めながらこれに対処していきたいと、このように思っております。

○議長（倉兼政彦君）小口君。

○1番（小口英治君） 趣旨にあまりずれても、申し訳ないのであれですけど、ただ、商工会ですけれども、商工会はもう60歳以上79歳までで110人ぐらいいるのですね。その年代で経営している方がこれも会員数の推計の資料ですけれども、2015年の177件から5年後の2020年には165件、7業種12件が減少すると町では予測しています。商工会の年齢区分では、49歳以下がわずか9.2%です。商業も後継者がいないのですよね。ですから、空き店舗ばかりがどんどん増えていくと、ますます来てくれる要素も減っていくわけです。なんとか魅力ある街区、商店街をつくっていかないと駄目だと思います。議事日報から記事がのっていたのですけど、これは奈良県東吉野村というところでは、空き家を利用してチャレンジショップとして光熱費込みで月1万円、3ヶ月くらいやってみてくださいと貸出制度だとかやっているところも現実にはありますから、そういうようなちょっとひねった有効利用、空き店舗の有効利用というのも是非とも商工会ともども考えていただきたいと思います。この議事日報なのですが、5月29日の閣議なんかまち・ひと・しごと創生会議で、これからは商店街の再生を促すために空き店舗利用に積極的な地方公共団体、商店街を支援するというように明記されております。税法上、住宅扱いは固定資産税が最大1／6に減税されていますが政府では、この空き店舗の特例を対象から外すことを検討しているというような記事が載っていましたけれども、固定資産税とはそういうものだったと思って私もこれをたんんですけど、段々、国も積極的に空き店舗を支援してくださいと謳っているわけですから、やっぱりここはなんとか町ぐるみ全体を含めて更なる努力を求めるべきだと思いますけれど、それをお聞きして、いつもくどくて申し訳ありませんがここら辺で、なんとかしなければならないなという意識に私もなっていますので、最後の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 国、どこの自治体もそうでありますけれども、小口さんが心配す

るようなことの対策に一生懸命やりたいという気持ちは持ちながら努力しているわけあります。しかしながら現実として、さればどうするのかと、そしてそれぞれの町のそれぞれの商店街の方々、商工会の方々が具体的にどう動くのかどう要望されるのか、その辺をしっかり受け止めないと行政が先走りといいますか、1つの構想、我々夢は持っていますよ。だけど夢だけで現実にやれないものですから、国も夢はいっぱい語ってくれるし、どうだという話もくるのでありますけど、それはできないわけであります。だから毎年のようにありますけれども、補正予算を組んで、ああいう対策がベストかなとは、やっぱり思えないのですけれども、しかし当面の政策として、やっぱりこれが1つのまとまった商工会なら商工会、としての要望としてあがってくる議会にもあがってくるということですから、ただ今申されたようなことはなかなか、1つの声としてまとまって上がってきてもども連携してやろうと、こういうところに行きつかない、この辛さがあるわけで、そうはいっても打破していかなければならない。こういうことだろうと。今やれることは、全道1とは全国1とは言わないのですけど、農業に勝る商店街、商工会そういうものを担い手対策だとか、そういう手は打ってきたつもりであります。そして今後も継続して参りたいと。そして、おかげさまで、何店かお店だとか、そういうものもできてきている。これは、ある意味では注目されている部分もあるわけであります。今後ともこのことについては、意を配していきたいと、頑張っていきたいという風に思っておりますけれども、そういう声が商工会を動かす、ましてや、商工会の方でありますし、商工議員連盟だろうと思いますので、そういう機運づくりをともども、やっていただければありがたいなと、こう思っておりますので、私の方からも逆によろしくお願い申し上げて答弁にしたいと思います。

- 1番（小口英治君）　　はい、終わります。
- 議長（倉兼政彦君）　以上で1番小口君の質問を終わります。
- 議長（倉兼政彦君）　次、2番　長岐君。
- 2番（長岐和彦君）　では次、私から質問をさせていただきます。項目は、行政・教育であります、人材育成について質問したいと思います。要旨につきましては、文面を読み上げてまいります。人材育成は町政の衰勢を問わず恒久的に取り組まなければなりません。行政職員の研修は義務ですが、自治の主観者である、町民も共に研修意欲をもって豊かな地域づくりに取り組むことが求められます。本年度は人材育成にかかる予算が減額されました。どのような課題があり、その解決のためにどのような取り組みを進めようとしているのか伺います。まず、次の項目について教育長の所見を伺います。教育行政における専門職員では学芸員の配置が課題として挙げられていますが、現実的ではないとの

認識が持たれています。どのような対策を講ずることで専門性を補完する人材育成を図るのか伺います。2つ目に、学校教育並びに社会教育において地域力が必要とされています。継続的に人材育成を図るために、どのような取り組みを推進するのか。また、各分野で指導的立場にある人材のデータ化並びに組織化を図り、活用を図る考えはないか伺います。次の項目については町長の所見を伺いたいと思います。1つ目に、行政職員と町民が共同で研修する機会がありますが、その手法が地域づくりに関してどのような期待があり、効果があると考えるのか伺います。2つ目に、チョウザメプロジェクト推進にあたっては各課横断的な人選からその任に当たっていますが、核となるべき人材育成は優先的に取り組むべきと考えます。行政が主導する6次産業化に必要な人材育成をどのように取り組もうとするか伺います。答弁を伺ってから、再質問したいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 只今、長岐議員から人材育成についてのご質問をいただきました。教育行政に係る部分では、専門職員の配置ということで質問がありました。専門職員、教育行政、学芸員だとか色々な職種があると思いますけど、まず、職員の配置そのものがうちの町の場合は教育だけではなくて、町全体での職員の中でどの様に職員を配置していくかということでありまして、この部分については議員も充分ご承知のことと思っているところでございます。こういった状況の中で教育委員会として学芸員の重要性は認識しておりますが、現状においてその配置についてはなかなか難しいものがあるということでありまして、社会教育業務の中で対応していかなければならないという現状があろうかと思っています。また、その中で専門性の補完についてはどうなのかということでございます。専門性という部分ではいろんな場面で求められる部分があるのでしょうけど、必要に応じ専門機関等との協力をいただくことや、また地域の中でいろんな部分で研究をされている方々がいらっしゃいますので、みなさま方のご協力をいただきながら職員の知識習得に努めていきたいなというように考えているところでございます。次に、地域力を活かす人材育成についてでございますけれども、学校教育並びに社会教育において、地域の力を得て子供達が成長していくことは非常に大切なことであると認識をしているところでございます。教育委員会では、地域力を活かすために過去にリーダーバンク等の取り組みをしてきた経過もございます。美深町の学校版地域人材バンク等々あるわけですけれども、残念ながらなかなか継続的な取り組みにつながっていないかという現実もあります。ここには色々な課題等が出てくるのだろうなと思っているところでございます。総じて、地域力というのは、その地域における大切な教育的資源であるということは認識をするところでございまして、子供達が自分のふるさとを知り、誇りに感じられる教育が図られるよう様々な講

座や教室を通じて人づくりに繋がればと考えているところでございます。以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 長岐君。

○2番（長岐和彦君） では、教育長から先に答弁をいただきましたので、再質問したいと思います。専門性という部分に関しては、学芸員だけではなく図書館の司書もあったりと多種多様あるのですが、今回の質問では主に郷土資料室等に係る学芸員の部分について伺ってみたいと思うのですが、答弁の中で関係機関の協力とか地域の人の協力を得るということでありました。多分これは今までもしてきたのだろうと思うのですが、現実的に美深町文化会館の郷土資料室の基本的な運営に関して、20年経過するなかで充分だったとは言えないだろうと。そこで、疑問に思ったのは専門性の補完含めて職員の考え方などが、どのようなものであったのかということを確認しなければならないと思いました。先に、産業教育常任委員会の所管調査の中でこの件については伺って概ね状況はわかっているのですが、特に今回人材育成という観点での質問ですので、その部分で改めてお伺いしたいのは、特にその専門性という部分でいくと、学芸員の仕事というのは資料の収集とか整理・保存、展示の準備、資料の公開等があって、最後に教育普及活動というところもあるようなのですが、特に1番、現在、教育委員会の職員が悩まれるのは、展示に関する企画とか、その方向性だと思うのですね。伝承遊学館の現場も見てくる中で、非常に資料が多く、かつ、貴重な物もあって、もし自分が取り組むとすればこのような展示ができるのではないかなどイメージも一応できるわけですよね。そういう中で教育委員会の職員というのは、学校教育、社会教育含めて多種多様に少数の人数が関わっていると。やりたくても、やりきれないというところがあるのは、承知はするのですが、それでもやらなければならないわけですよね。そこで、先程ありました関係機関との協力とか地域の人の協力を求めるというのがあるのですが、なんか形としてよく見えてこないというところがあるわけですね。たぶん、積極的に取り組まなかった、もしくは取り組む状況にないということなのか。その点で再度質問したいと思いますが、現実的に補完する意味で、特に地域の人の力を借りるという意味では、教育委員会として、どのように考えているか伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 今、特に郷土資料等の関係についての話がございました。今年の予算でも郷土資料室の一部リニューアルということで予算をつけさせていただいているわけですけれども、予算確定後、実は郷土研究会のみなさま方にご足労いただいて、その郷土資料室についての展示等についても一部相談をさせていただいてございます。現在そ

れらについては相談させていただいた中で基本的な形を今つくって再度、今後協議をさせていただくような形になろうかと思います。それから、これまでも色々な場面でお話をいただいている部分で、任意のボランティアですとかそのような形でお話をいただいた経緯もございます。そういったことも含めて一定の方向ができればいいのかなと思っていますけど、やり方についてはこれから色々な方法論があるのだろうと思いますが、当面はそういった形でご相談申し上げている。郷土研究会のみなさんからもここ数年間、どうなのかと色々とご心配をいただきながらお話をいただく部分があるのですが、教育委員会そのものが積極的に動ききれたかどうかというところも1つの反省材料としてはあるのだろうと思いますけれども、そういったところを含めて努力をしていかなければならないと思っていますので、以上でございます。

○議長（倉兼政彦君）　長岐君。

○2番（長岐和彦君）　業務の中では行政が行うことと、民間が行うこと、それから行政と民間が共同して行うことがあると思いますが、そこで職員が、行政が行う部分の中で、先程の調査の中で圧倒的に足りていなかったのが、自ら学ぶという、その部分が欠如していたと。それで、紙一枚で、あちらこちらに異動しなければならない身分というところの中で、どのようにその専門性を維持するのかというのは、非常に大変な話ではありますけれども、ただ、1年で動くことはないとは思うので、在任中は、やはり職員の自主的な研究・調査ということを含めると、先進地に行って、どのような企画を立てるのかということは学ぶべきだろうと思います。こうした経緯が、これまでなかった部分というものは、指摘せざるを得ないので、そういったその環境を整えるということについて、本年度は難しいとしても、次年度以降、そういった機会を職員に与えるように考えているのかどうか、まず伺っておきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君）　石田教育長。

○教育長（石田政充君）　職員が研修する機会という部分で、今、お話ししている部分の専門的な研修の機会というのは、現実的には、なかなか無いというのが現状です。今、お話があった通り、なければどうするのかと。そうすると、やっぱりそれぞれ充実する、そういったものを見てくるというのも、1つの方法だろうと思います。これまでも、そういった部分、決してしてはいけないと、ということで、言っているつもりもございませんし、ただ、職員そのものも、色々な忙しさの中で、なかなか出来きれなかったということで、そういった部分もあるうかと思います。闇雲になんでもかんでもということにはなりませんけれども、それぞれ課題があって、その必要に応じては、そういった機会、勉強してくることは当然、必要なことですから、今後そういった状況が出てくれば、一定程度の

配慮はしていかなければならないと考えています。

○議長（倉兼政彦君） 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 民間の活力というか、町民の力というものを、もっともっと活用する考えは表に出すべきじゃないかなというように思います。今、郷土研究会の活動の部分についてお話がありましたけれども、そこも含めて郷土資料室に説明できる人が常駐できる、あるいは定期的に置くことができる、その人が民間であるということを前提にこの先、考えていく必要があるのではないかと思います。職員は限られていますけれども、民間の方々をそういう施設に一定の期間置くということを前提に人材育成を図るすれば可能なことかと思うわけです。それで、例えば町民文化祭に限らず、春夏秋冬の4つのシーズンの中で郷土資料室の展示に関して、この部分についての説明をしますというところの人をお願いして、その人が丸々1日つくのではなく、30分でも20分でも解説ができるというような、まず初步的なところの環境を整えるという意味で町民に研修の機会を与えつつ、そうした場所では是非、ご活躍いただきたいというような、そういう場所づくりというか、人材育成が必要じゃないかというように思うのですが、その辺はいかがですか。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 1つの方法論としては、ご提案いただいた案が1つの方法論だろうというように思います。課題として、郷土資料室をいかに利用していただくかという部分について、これまで色々とご指摘をいただいているのですが、いろんな方法論等、それから町民の方々が、そういう部分での対応可能な状況があるのかどうか、そんなことも出てくるのだろうと思います。今のご提案いただいた分は1つの参考として、受け止めさせていただきたいなと思います。色々な方法で日々努力していかなければならぬというのはご指摘の通りだらうと思っています。

○議長（倉兼政彦君） 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 2つ目のところにちょっといきますけれども、1番と2番、関係をするところではあります。過日、同僚議員と町内の学校に行きました際に、町の方の色々な意味で協力を求めたいことはあるのだけれども、どういう人がどういう分野で、どこにいるのかが実はわからないのです、という話だったのですね。いわゆる、データ化されていないというところで。現実に過去にはそういう人材でデータバンクというか、そういう制度があったとは思うのですが、なかなか充分活用することができなかった。その辺の反省と課題などを整理しながら、改めて、今、この時期に人材をデータ化していくということは必要なことではないかと思うわけです。それが教育全般に渡って活用できることだと思いますし、ここで特に言っておきたいと思うことは、その人材育成を図ることによって

町全体の活力、活性化というところに結びつくのではないかというイメージがあるからなのですね。それは、これから先、美深町の高齢化が40%に向かっていきます。圧倒的多数の高齢者が、65歳以上の方々がいるなかで、そうした方々の知恵や知識、技術、そういうものをまとめていくというのは必要なことだろうと思うし、そのことを求めるところも、多分、出てくるのだろうと思うわけです。そういう意味ではデータバンクがこの先、必要になってくると思いますし、学校としてもそれを求めてくることが、より盛んになってくるのではないかと思います。教育委員会として、行政の範囲全般である教育委員会として、学校で活用していただく為のデータバンクの整理について、どのような考え方があるか伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充） 先程、ご答弁申し上げたとおり、過去に何回かそういった事業を取り組んで来ています。現実に学校にこういった情報ですということで、1つの形としてお渡ししてきています。ただ、何故、それが継続出来ないのかというところの課題なのですが、やはり、学校が出されているデータそのものが、では、学校が、その時その時欲しいものがあるかないかということもございます。それから、居たとしても、その時に対象となる方が、対応出来るかどうかという、現実的な対応の話もあるのですが、ただ今までの状況を見ていますと、求める部分とデータ化された部分、そういったものが必ずしもマッチはしていない。それから、ある部分マッチはするのだけれど、なかなかスムーズに進まない。結局は、その都度、その都度、教育委員会が入って、その学校要望等含めながら調整をしていく。そして、新たな形を開いていくという形できているというのが現実です。そういった部分で、なかなかデータ化というのは一般論といいますか、そういったイメージとしてはよくわかるのです、理解もできるのですけれども、現実がなかなかそれにマッチングしていってないというのがこれまでの状況であったと思っています。一定の中で整理はしていく必要はあるとはあると思っていますけれども、そういった部分で、なかなか人材バンクがスムーズに回らない、それが、なかなか後に繋がって来なかった要因ではないかなと思っています。そういったことを踏まえながら、一定の整理は、やっぱりしていく必要があるだろうと思いますけれども、ただ、求められる、常にこうだという形が本当にできるかというと、そこら辺の難しさというのは感じているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 長岐君。

○2番（長岐和彦君） そこのすり合わせをこの先、教育委員会と学校とでていきながらどのようなデータバンクが必要なのか、可能なのかというところを求めていく必要があるのではないかと思います。もう1つ、こういう方法はどうでしょうかと思っているもの

があるのですが、実はCOMカレッジの位置づけなのですが、2000年、平成12年に高齢者学級から移行して、COMカレッジ美深110大学ができました。もうすぐ20年になろうとしています。このCOMカレッジに参加をしている方からお話を聞いたのですが、実は期待した内容ではなかったという話なのです。事務報告を見ると一般教養が5単位、社会奉仕や健康管理、体育、交通安全などの項目があるわけなのですが、例えば一般教養に関して言うと、どなたかのお話を聞くというような内容だったという話なのですが、そこでこれらの単位項の活動に関して著しく変えろという話ではないのですが、これはこれとしてあって、今言うその人材育成という部分に関して言えば、郷土資料室で資料の整理から、あるいは説明に至るまでの専門的な項目の分散化した役割というのが、たぶん必要になってくるだろうと。それが例えば、郷土研究会の方に丸投げをするという方法もあるのかもしれませんけれども、そこに限らず項目において、こういうようなことをして頂ける人を求めていきますと。そこから、必要な研修や活動の内容を発表するような場所を設けますというような意味で、COMカレッジ110大学の専門性、そこをおいてはどうかと思うわけです。今までのCOMカレッジは今までのままでいいのですが、例えば大学院をおくとか、その1年勉強した後により専門的なところに行きたい、あるいはゼミを作つてそこで学びたいという人がいるのであれば、COMカレッジはそういうのも置きますと。で、講師の話を聞きながら、実地研修をしながら、現場で実績を積みながら、結局はこの町でCOMカレッジから、博士を生むというところまでの考え方を持ちながら人を育っていく、そういうようなことを考えていいっても良いのではないかと思うわけです。他の大学、町の大学でそういうことをやっているのかは知りませんが、美深町がそういうとこに取り組むことによって、あの町、面白い取り組みをやっているよね、というようになると、たぶん関わる高齢者の方々も意欲が変わってくるのではないかと思うのですが、そういう意味ではCOMカレッジの今後の運営の仕方について、今、1つ提案致しましたけれども、どのような考えがあるか伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） まず、前段の人材バンク等の案件、今後、学校とすり合わせをして、どういう形で人材バンクを作っていくのかという質問でございますが、いずれにしても、これまで学校、その都度、色々な部分で協議をさせていただきながら、取り組んできているということございます。それが、今後、人材バンクが必要かどうかというのは、色々な協議の中でしていくなければならないというように思いますけれども、一定程度の整理はしていかなければならぬと考えているところでございます。それから、COMカレッジの部分ですが、今、前段、話しがあったのは、たぶん単位項でのお話ではないかな

というように思っています。単位項の分については、教育委員会の方として、COMカレッジ全体としてこうしなさいというお話はしてございません。それぞれの単位項は、それぞれ事業計画を組んでやっていくという状況でございます。その中で、後段の1つのご提案をいただいた部分ですが、例えば大学院をつくるというようなお話がありましたけれども、COMカレッジの全体の今のカリキュラムそのものが、相対的に数多く作っているわけではございません。基本的には、単位講が実施するもの、それから、COMカレッジとして年何回か、全体が集まってやる事業という形でございます。その中で言われた、COMカレッジの方がどういった部分を求めたかは、私はわからないわけですけれども、より専門的なもの、ある意味ではCOMカレッジの中でも、それが独自に学んでいくということも1つの方法ですし、それから全体的な意見としてどうなるのか、その状況によっては、COMカレッジ全体が学んでいる事業等々の中で、何か考えることが出来るかどうかは、今、お話をいただいた部分がありますので、色々な情報等もまた、集めていかなければならぬというように思いますが、それで、現実的にそういった方向が必要なのかどうなのか、その部分は検討することも必要なのかなと思いますけれども、現段階でそこら辺のお話というのは、私はまだ聞いておりませんので、今、賜ったことは、そういったお話があるということで、聞かさせていただくという形で考えたいと思います。

○議長（倉兼政彦君）　長岐君。

○2番（長岐和彦君）　COMカレッジ、400人近くの学生さんがいるわけで、教育の現場として、高齢者が色々、学びの環境があり、その学ぶ機会がそれぞれの人に返ってくるということであれば、その20年経過する中で、もう一度、リニューアルをする意味ではその時期にきているのだろうと思うわけです。同僚議員の中でも、山菜や、そういうものに関しては非常に詳しい人がいるわけで、場合によっては、そのCOMカレッジの学生、もしくは教授クラスにはなるのではないかと思うわけですね。そういう自前の指導者、学生という関係を前提にしながら、美深町のCOMカレッジというものは非常にユニークだということを考えていく必要があるだろうと思います。過日、山菜の食事会を友人たちと計画したのですが、その場の中で出た話ですけれども、町内の若い世代の方々が住宅を建てる際に、生活を切り詰めていく上で、最も切り詰める対象になっているのが食事だということでした。その食事に関して言えば、季節ごとにこれだけの食べられる植物が町の中にあるのだけれども、多分、食べ方は知らないのだろうと思う、という話があった。それから考えると、COMカレッジの中に山菜というようなところがあつたり、そこでその指導する人がいたり、調理をする人がいたり、それを学んで家庭で実践をするというような機会があるというように、そういうようなCOMカレッジというのは、きっと面白い

と思うわけです。その、学科の幅を広げていく中で、ゼミ形式もいくつか多様化していく中で、これからCOMカレッジというのを考えて、人材育成を図っていく必要があるのではないかと思うのですが、今一度、見解を。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 今、山菜のお話等が出ました。出たから、それがどうのこうのという話ではないのですが、COMカレッジの皆さん方というのは、ある意味では、皆さんが山菜の先生かなというように思っています。きっと、その部分ではCOMカレッジの人方と言うよりも、若い人達がそういった部分を学ぶ必要があるのだろうと。それから、もっと言えば、都市にいる人方は非常にそういった部分に興味を持っているというのはあるのだろうと思いますけれども、ただ、1つの考え方の視点として、今、お話があったのだろうと思いますが、色々な視点を考えながら、やはり活性化というのはしていかなければならぬと思っています。今、お話いただいたことを1つの参考とさせていただきながら、今後、COMカレッジ110大学が、段々、近年、正直に言って、本当の高齢者と言いますか、高齢者の方が少し減少傾向もあるものですから、高齢者大学で若い人というのも、また表現、不思議な感じがするのですが、高齢になられて、まだまだ高齢者大学の方に入られていない方々に対しても積極的に関わっていただくようなことをPRしていかなければならぬと思っています。色々な部分で努力をしていきたいと思っています。

○議長（倉兼政彦君） 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 今の教育長の答弁を聞いて、かつて私が社会教育にいた時の青年会の活動の状況について、ちょっと思い出しました。減少していく、団体の数が減っていく中で、是非うちの青年会に入ってほしいと。でも、その青年会、つまらないのです。だから、入らないのですよね。同じように、そのCOMカレッジの中で、実は美深町のCOMカレッジは非常にユニークだということになれば、行ってみようということになるかもしれない。その視点をまず、持っていただければと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） それでは、長岐さんから、それぞれ、人材育成について、通告もありますし、更には質問もいただきましたので、答弁を申し上げたいと思います。初めに行政職員と町民との共同による研修事業についてであります。平成22年から、これを推進しているわけでありますけれども、当初は既存の電源地域振興センターでの研修参加が中心といいますか、多かったわけですけれども、自主企画による研修も可能な制度ではありました。これに参加ということは少ないという状況があったわけであります。平成27年度から、まち・ひとづくり研修事業として、自主企画による研修を中心に実施してき

ているような状況であります。期待する効果として、本町のまちづくり活動に参加・推進する人材を育成し、将来の地域活動のリーダーや、産業活動の積極的な展開を図ることを目的として、事業を推進しているところでございます。人づくり事業は、ご案内のように実施後すぐに、結果というか効果が出るようなものではありません。しかし、この間の事業推進により、少しづつ効果も見えてきていると、こういう部分もあるわけであります。少し具体的に申し上げますけれども、若い世代の農業者と商工業者が連携して研修事業を活用しながら、新たな特産品開発に取り組む事例であるとか、農業の生産活動において、若い世代による新たな農業所得向上に対する取り組みなど、研修をきっかけに新しい発想といいますか、個人の動き、そういうものが出てきていると、このように見ております。グループによる研究活動が継続されておりまして、これから町づくりに期待を持てる結果が出てきているのかと、こう見ておるわけであります。これらの研修事業に対して、町民と行政職員が共に関わることにより、行政と町民との協働による、町づくりの推進が図られるとともに、行政職員として、新たな政策展開へのきっかけになるものも含んでいるわけであります。次に、行政が主導する6次産業に必要な人材育成をどう進めるのかと、こういうご質問もいただいているわけでございますけれども、考え方として、6次産業というのは、行政だけの主導といいますか、課題というわけではなくて、それを実際に行う事業者であるとか、そういうことが主体になるべきものでないのか、もちろん行政も関わりますけれども、そういう認識があまり行政、行政と、果たして出ることが良いのかどうか、こういう部分も認識として持っているわけでございます。次に、チョウザメプロジェクトの推進についてご質問いただいております。これまで通り、北海道大学水産学部及び水産科学研究院との包括連携協定に基づきまして、継続して指導助言を仰ぐとともに、北海道立総合研究機構、これは例えば、さけます水産試験場、更には、中央農業試験場とか、林産試験場だとか、色々あるわけでありますけれども、これらが整備統合になったものが北海道立総合研究開発機構と言っているわけでありますけれども、この部分、更には北海道科学技術総合振興センター、通称でありますけれども、ノースティック財團なるもの、これらの専門性の高い機関からの指導・協力を得ながら、専門的な人材の確保であるとか、関係者の技術・知識の取得に努めて生産性の向上を図り、事業を推進して参る、こういう努力を今やっていると、こういうことでございます。ご理解を賜りたいというよう思っております。

○議長（倉兼政彦君） 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 町民と行政の共同の研修の部分であります、確かに農協・商工会青年部、実績については新聞等でも上部団体から表彰を受けたとか、色々な意味で活躍

されている部分については大変喜ばしい。そういう意味では、美深町が掲げた研修・人材育成に関する大きな実績の1つなのだろうと思います。そうしたことが、他の人材育成の分野にも波及していく必要が行政としては考えなくてはいけないのだろうと思うわけです。その矢先に、今回、予算委員会で質問する機会が私になかったのですが、その部分に関する予算が200万から150万に減額をされたと私は認識しております。その、まち・ひとづくり事業の補助金が減額された理由の中で、たぶん求める、そこに行きたいという町民からの要望が減ってきているからということなのだろうと思うのですが、問題はそういう状況が何故、生まれたのかというところの検証だと思うのですね。職場から離れて、1日2日よその町に行って研修をするということが難しいということなのであれば、そういう研修ではなく、この町にいて講師を招聘して夜でも午後でも研修をするような、そういう場所を作るということも予算の中では可能なのだろうと思うわけです。そういうような研修の機会というものを、今後、取り組んでいこうとする考えがあるかどうか、ご相談がまとまれば。いいですか。もう1回、言います。今、言った、実績が出るような研修が出来るために、町民を他の町に派遣する研修だけではなくて、講師を美深町に呼んでというようなそういう研修の為に予算を使うということを考えているかどうか、まず伺いたい。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 少し、予算のことも言わされましたので、予算の部分だけについては、明確に言っておきたいと思います。よそへ出る部分、削ったように見える部分もあるかもしれません、必要な予算は削るという気持ちは毛頭、もっておりませんので、場合によっては必要な予算はつけていくと。これからも補正も、もちろん考えなければならぬし、具体的なものがあれば、大いに考えていきたいということありますので、まずもって、ご理解をいただきたい。そういうものを、人づくりについて削るなんて考えは1つも、もっていないということだけご理解をいただきたい。

○2番（長岐和彦君） もう1回、聞きます。

○議長（倉兼政彦君） 長岐君。

○2番（長岐和彦君） その研修の機会、町外から講師を招いて研修をするという機会をつくるということは考えていないかどうか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） それらの部分についても、必要な部分については必要と判断して、もちろん、皆さん方の判断もあるかもしれないけれども、私たちの行政としての判断もさせていただきたいと。そして、必要なものは当然進めていくと、こういうことでござります。

○議長（倉兼政彦君）　長岐君。

○2番（長岐和彦君）　行政としての判断として、非常にきつい言い方だなとちょっと思いましたけれど。改めて伺います。町長が委嘱した委員に、まちづくり推進町民会議、それから、まち・ひと・しごと創生推進委員、合計46人います。この方々が、色々な意味で研修を受ける、あるいは、視察に行く、そういう場所がこれまであったかどうか、ありましたでしょうか。

○議長（倉兼政彦君）　山口町長。

○町長（山口信夫君）　外へ出る機会はなかったかもしれませんけれども、まず、まちづくりというのは、自分の町をしっかりと押させてもらう、知ってもらうと、そういう意味で、私になってから、町をバスでご案内したり、自ら私もついて同席したり、そういうことも含めて一生懸命努力しているつもりでありますので、必要によればそれも考えていきたいと。

○議長（倉兼政彦君）　長岐君。

○2番（長岐和彦君）　町の職員が研修の機会等で町外に出たり、あるいは機関の研修の機会があって色々学んで帰ってくると。そのことについては、町の職員同士の中で、報告会を開きながら情報共有をするということは、事務報告にも書いてある通りなのですが、それらのことが、先程言いました、町づくりとか創生の委員とか、そういった46人の委員の方々に対して、その会議が開かれる時などにこういう情報がありますよということを通知するというようなことはありましたか。

○議長（倉兼政彦君）　山口町長。

○町長（山口信夫君）　全部がやられているかわかりませんけれども、一部、町広報内にこういう報告、研修経過ですとか、そういうものも町民に公開しながらやっている部分もありますので、町づくりさんに個別にご案内ということにはなっていないかもしませんけれども、そういう部分は含めて、積極的に語ってきてもらって結構ではないかなと思っていますので、それはそれで良いのではないかなと思っています。

○議長（倉兼政彦君）　長岐君。

○2番（長岐和彦君）　美深町でたぶん7年前だろうと思うのですが、水源の里のシンポジウム、美深町と音威子府と中川町、共同でやったのがありました。これが、協議会が設立されて10年経過して、このうち、多分美深町は6回程このシンポジウムに参加しているのだろうと思います。毎年、予算がついていますから。それで、美深町で開催した時の様子を改めて見ると、専門的な分野の話もありましたけれども、その事業を成功させるために、多くの町内の団体・機関、町民の方々が参加して、この事業を成功裏に終わらせた

という経過があります。この水源の里について、改めて見てみると、内容が非常にまちづくりに関して、参考になるものが多いと思うわけです。特に、基調講演と、難しい話はあったにしろ、2日間の日程の中で、必ずエクスカーションがあるわけです。現地視察というのが。そういうものを見るときに、まち・ひと・しごと創生推進委員の16人であるとか、町づくり推進町民会議の30人の委員であるとか、こういう方々がそういう場所に行って、色々な意味で知見を広めるということは必要なんじゃないかと。この町のことは、それぞれの委員さんの方々が熟知している、知ってほしいという思いを持たれるのは当然だと思うのですが、どちらにしても町づくりは、どこかと比較ということがあります。その比較ということをする上では、委員の方々も外に出て学ぶということの機会は、やはりあるべきではないかと思うのですが、そういう意味で、今後、水源の里のシンポジウム等、これらの、委員の方々が視察・研修等で外へ出るということを考えているかどうか伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 水源の里といいますか、元々発想は限界集落からきているところがあるのでけれども、その限界集落といいますか、それを命名して発想した大野先生あたり、高知大学の名誉教授といいますか、今、信州大学の名誉教授。旭川大学の名誉教授等々がここへ入ってきて色々、恩根内地域に入られて、研修を積んでおられる、そういう人方との交流だとか、色々お話し合いもさせてもらっているわけでございます。また、地域の人もそういうこともやっておられることもご存知かなと思っておりますけれども、なかなかこの、例えば6回目、7回目ですか今年で。限界集落の全国大会だとかシンポジウムだとかあるのでありますけれども、相当高度なスケジュールの中で、そして中身も高度な先生の話を聞いたりなんかもするわけでありますけれども、そこへ私も副町長も1回だと思いますけれども、担当課長も、担当課長と言いますか1回だと思います。全部が全部、全国大会に全国シンポジウムに参加できていない部分も我々、あるのですが、ただ町づくりの方々だとか、そういう方々をこういう大会に出すことが、悪くはないわけでありますけれども、そこまでやりきれるかということになれば、これは難しいことだと思っています。例えば、近場でなくて、相当な費用もかかります。委員会の研修等についても、例えば1年に1回、2年に1回というような研修、学習の場と言いますか、そういうことになっています。したがって、町民みんな、そして町づくりの委員さん、そういう機会を与えることが大事だというように思ってはおりますけれども、それには1つの限界があるのであるだということもご理解をいただきたい。そこで、行政判断をという言葉を先程使わせてもらっているわけでございますから、その辺を今の言葉であまり言いたくないのですけれ

ども、色々検討を考えていくたいと、そういうことを考えていかなければならない。そのように思っています。

○議長（倉兼政彦君） 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 人材育成に関しての考え方を従来通り踏襲するというのは、間違いないではないのかもしれないけれども、消極的判断だろうと思うのですね、私からすると。それで、必要なところには投資をする覚悟というのは必要だろうと思います。例えば、まちづくり推進町民会議の委員の方々、全員派遣しろと言っているわけではなく、そういう機会が必要ではないかということです。同時に、我々議員も行政職員も税金を使って勉強してきているわけです。町長が委嘱するそれぞれの委員の方々に、是非、ご意見を賜る為了こうした研修を使っていただきたいという考えを持つべきだろうと思うのですが、改めていかがですか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 古くから人材育成という、言葉の使い方は色々とあるのですが、人づくりということで、やってきたのかもしれない。私も若い時から、自ら行った分もあるし、行けと言われて半分命令もあったわけでありますけれども、海外も含めて色々参加させて勉強をさせてもらった経験を積んでおります。先程申し上げました、電源の研修等にも参加させた記憶をもっております。一遍になかなか、その時はピンとこなくて、なんだろなと思った部分もあるけれども、今になって考えると色々、こういう立場になると尚でありますけれども、視野が広がってきているという部分もあります。ただ、その時代から時代が変わりまして、そういうことが一切、なかなか人づくりという部分、経費が費用対効果といいますか、そういう即効性がないものですから、なかなかそういうことが出来なくなってきた時代が、ここ10年、20年が続いたのかな。ただ、ここへ来てまた新たな地方創生と言いますか、そういう意味で、人づくりと言いますか、非常に大事になってきている。こういうことがあるものでありますから、私もそういうことに着目しながら、若手の人材育成、私も含めて、もうあまり、外へ出て勉強したって、聞くことより、忘れてくる、置いてくるところの方が多いのではないかなと心配な部分があるわけでありますから、なるべく若い者を中心に、そういう意欲のある者を選びながら、将来、町づくりになるように活かしていきたい、そういう人材を育成していきたい。これは必要によっては経費をかけていくべきだと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 長岐君。

○2番（長岐和彦君） チョウザメプロジェクトの関係について伺いたいと思いますが、先程の答弁でいきますと、あまり行政が、行政がということに、ならないようにという考

えを示されたと思います。現実的に行政主導ですよね。そこを指摘したのですよ。役場の職員の中でチームを作って、色々考えていると。我々、議員の中では、そういうところに町民が入っていくべきなのではないのかという考え方なのです。そういう意味で、まず、行政が、という部分では、考え方方がちょっと違うなというのを指摘したいと思いますし、行政主導が間違いとは、私は言ってないです。現実に、昨年の決算委員会でも言いましたけれども、兵庫県の三木市では、行政が100%主導した6次産業が成功しているのです。その例について説明もしました。それからすると、美深町がチョウザメに関して、まず1億円の基金を積み、大学との協力も持ち、職員がチームを組み、とりあえず安定まで独自に進んでいくからと。それを何も否定はしていない。ただ、町民の感情として、役場でやっているよねっという感じしかない、そこを払拭するために、どうすれば良いのかということなのです。その為に、さきほど、非常に専門的なテクニカルな部分で関係機関と協力を持しながら、人材の育成も含めて、努めているというように話がありましたけれども、6次産業に関しては、そこだけではないわけです。現実に役場の職員が考えているであろう、商品開発、市場開発、色々な部分で多方面なわけです。むしろ、技術的な関しては研究機関に任せることしかないのであって、先の予算委員会の中で、とりあえず、チョウザメの販売の場所としては、札幌に1カ所あるという話を聞きました。たった1カ所か、という話ですね。それで、実は宮崎県は県を挙げて、取り組んでいるということを考えると、後発の美深町はもっとその上をいかなくてはいけない、そのことを考えた時に、プロジェクトを進める上で、より優先的にその取り組みに携われる人材の育成というのが必要なではないですかということを聞いているわけです。それは、テクニカルの部分ではなく、今言った市場開発や商品開発、そういったところの中で、この先どのような市場に美深町はしていくことが出来るのかと、そういう意味での人材育成です。町長、どう考えていますか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 人づくり人材育成、そしてちょっと行政と言っているものですから、行政主導が気に障る部分もあるのかもしれませんけれども、私は行政の人間でありますから、非常に行政を中心に物事を考えて、その中で、人づくりをどうしていくかということを相対的に考えていくということを主体的に大事にしながら、考えていきたい。そこで、6次産業という部分、特に、チョウザメの部分に触れて、チョウザメのように言ってみれば、今、町費といいますか、そういう部分も中心に進めている部分も、もちろんあります。しかし、それだけではなくて、6次産業化というのは町だけではなくて、行政主体ではなくて、みんなでやらなくてはいけない、それもわかっているつもりであります。そして、例えば、その行政主導と言われる、今のチョウザメの関係でありますけれども、そ

の売る所が1ヵ所しかないとかいう話も今、言わされましたけれども、そうではなくて、今、チョウザメの専門的な職員も確保していることもご理解をしていただいているのかなと思っておりますけれども、そういう人間と共同しながら、指導を受けながら、そしてチョウザメを安く、例えばホテルだと、そういうところに出してしまうと。そして、大したことのない、大したことのないというと失礼ではありますけれども、あまり、ランクの低いところに商いをしてしまうと、やっぱりキャビアでありませんから、高価な物として出すという戦略も立てないといけない。そういうこと諸々、研究しています。そして、北海道的にいえば、相当、名の通ったシェフであるとかホテルであるとか、そういうところにコンタクトを取りながら、目標としながら、どう作っていくか。ただ、今の段階では、まだ魚をどうやって作っていくかという段階でありますから、その辺の先程申し上げた、人づくりと、地域づくりといいますか、そういうことをやっているのだということもご理解をいただきたい。ただ、一見、課題と言われると、そうではないのだと、色々な取り組みをしているのだということをなかなか見えないのかもしれませんけれども、この間の研修等でも、参加してくれた人は、参加してくれた議員さんは理解している部分もあるのかもしれませんけれども、なかなかそこまで見てこないのかなという部分もありますけれども、追々、そういうことは、出していきたいというように思っていますので、ご理解を願いたい。

○議長（倉兼政彦君）　長岐君。

○2番（長岐和彦君）　プロジェクトの推進に関しては、本当に項目が沢山あって、どの部分が抜き出て、どこが落ち込んでいるというのは、やっぱり初年度から考えていくと、やむ負えない部分だと思うんですね。ただ、私、昨年の一般質問の中で、特に特産品の認定に関して、町長に質問した際に、コーディネーターが必要ではないですかということを質問しているのですが、その際の町長の回答というのは、まず人は、不足していることを前置きした上で、その不足しているものを補うために、資金なのか研修が必要なのかという答弁をされています。この両方のどちらを優先するかというのは非常に難しい話ではあるのですが、仮に資金と考えた場合に、こういう考えはどうかと思うのですが、プロジェクトの推進に関して、町職員だけではなくて、美深町全体ですね、このプロジェクトを推進する上で、面白い考えはないかと公募するわけですよ。その公募したものを町長が審査して、これ面白いなと思えば、それがグループなのか、個人なのか、企業なのか、団体なのか、そういったものもあるけれども、予算化して2年、3年、何百万か、あるいは1千万かもしれないけれども、予算つけてやってみると、そういうような考えでもって、このプロジェクトを推進しようとは思いませんか。

○議長（倉兼政彦君）　山口町長。

○町長（山口信夫君） 具体的にこの事業というは何の事業なのか、ちょっと押さえき  
れていないのですが。

○議長（倉兼政彦君） 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 例えば、市場開発でもいいです。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 企業開発というか、特產品と言いますか、美深のチョウザメと言  
いますか、そういう部分で盛んにこれに挑戦している人材だとか、資金だとか両方とも足  
りないわけで、これに大きな期待をかけて、今、やれる範囲で手当含めて努力している最  
中であります。そういうことでご理解をいただきたい。ただ、チョウザメ以外の部分につ  
いても、色々、少しづつ芽が出てきているなと思っております。それは先程言いました、  
若手の人だと、また色々な提案も少し出てきている部分があるのでけれども、それは、  
提案は提案として受けますけれども、吟味してからないとならないというように思って  
おります。行政だから、何でも提案されるものを受けければ良いというものではなくて、我々  
は我々として、色々考えていかなければならないと、それだけはご理解をいただきたい。

○議長（倉兼政彦君） 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 兼ねてから読んでいる本があります。東川スタイルという本です。  
この中で、何故、東川町が写真の町として成り立ったかというようなところが、ある方の  
文章の中で、表現されています。あえて、紹介ということはしませんけれども、大変苦労  
はあったと。その、大変苦労があった中で、役場の職員の努力について非常に評価してい  
るのですね。20年、30年経ってここまで来たということが書かれています。まずは美  
深町のプロジェクトは始まったばかりですよね。それで、やはり行政主導でも構わないけ  
れども、町民からの声を聞くという姿勢は、もっと大胆にやるべきだと思うのです。繰り  
返しになりますけれども、やはり、推進に対する、そのプランについて、広く募集を図っ  
て、その為には予算をつけて積極的にやってくれという考え方を持つべきだと私は思うので  
すね。私が町長だったら絶対やりますよ、これは。やれない立場だから、言うしかないの  
ですけれども。そうすると、職員といいますか、町民が関心を持つのですよ。今はずっと  
受け身ですよね。そういう体制にならないようにする為に、その人材育成という部分で、  
今までの考え方を踏襲するだけではなく、大胆な発想が必要ではないかと、思うわけです。  
私自身、政務活動を通した中で、複数の6次産業に取り組んでいる先進者がいます。テレ  
ビでも取り上げ、雑誌でも取り上げ、今、民間の大手企業がそこに参入をしているという  
事例です。そういう方々の話を聞く中で、やはり美深町の取り組みは、かなり遅れている  
という認識を持ちます。そういう意味で、何が遅れているかというと、それは人です。で

すから、積極的に人を育てるという意味では資金を投じ、その為に町長から、色々なプランを、考えを町民に向かって発する、そのことが必要じゃないかと思うのですが、もう一度、経費を投じて、町民をプロジェクトに参加させ、その実現に向けて一生懸命取り組んでいくのだという考え方がないか、どうか伺います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 町づくりという、各点から今ご指摘といか、ご提言があったなどいうように思っておりますけれども、なかなか長岐議員さんが言うように、夢を持って具体的に、人づくりに積極的に参加しようとする人が、私の目から見ると現れてこない寂しさもあるわけでありまして、そこは少し見解が違うのかなと。そこで、先程言っているけれども、行政から見て、何でもやれるものではないということだけは、理解をしておいてほしい。そこで行政として、色々検討なり、見方があるわけでありますけれども、言われるよう一生懸命、人材、更には資金を含めて人づくり、そういう面については努力をして参りたい。色々な町村のことも言われたりすることもありますけれども、私は、うちの町、そして、私自身が人の提言等々に耳を貸さないというような体質では、うちの町は、行政、役場はないと思っています。どちらかというと、積極果敢に挑戦している町だというように自負しておるわけで、その櫛、その辺については見解をことにするのかなというように思っております。それは議員さん方、意外に思うかもしれませんけれども、それはうちの予算の配置だとか、色々な取り組みを見て、ご理解をいただけるのかと思っております。ただ、そのプロジェクトと言われるけど、具体的なプロジェクトが何なのかという部分も少し見えない部分もあるのですが、そういうプロジェクトなり、具体的なものがあるのだとすれば、色々ご相談に預かりたいと思っています。

○議長（倉兼政彦君） 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 今回の質問に関して、やって良かったと思います。町長の考え方も聞くことができましたし、教育長の考え方も聞くことができました。私は意見も言うことができました。町民は、たぶんがっかりすると思います。終わります。

○議長（倉兼政彦君） 以上で、長岐君の一般質問を終わります。只今から、暫時休憩をいたします。再開は13時15分としたいと思います。

---

午後12時04分 休憩

午後13時15分 再開

---

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解き、会議を再開致します。一般質問を行います。

7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 一般質問に先立ち、一言申し上げます。本日早朝、テロと準備罪処罰法が異例の手続きで採決、可決されました。いかんせん、民主主義と立憲主義の本旨を著しくかく行為であり、自治体議員の一員として、悲しく、そして強く抗議をするものであります。

一般質問を始めます。常日頃、議員活動は良い政治の在り方を競争するものと考えておりますし、政治の政に、善悪の善、改善競争として位置付けております。この一般質問もその意味で、従来の一般質問に、更に政策提言等も加味したものと、私は常に考えておりまして、見解の相違ですか、そのように切り捨てる事のなく、前向きに検討を加えてですね、まな板にのせていただきて、対応いただくように切に求めるものであります。今回は、社会福祉について、お伺いしたいと存じます。誰もが支えあう地域の構築に向けた福祉サービスの実現、美深町の取り組みとその方向性について伺うものであります。平成27年9月、厚生労働省は、新たな時代に対応した福祉の提供ビジョンを発表いたしまして、今後の福祉サービスの新方針として、誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現を示しました。これまで、高齢者・児童・障がい者など、対象ごとに行ってきました支援の窓口をひとつに束ね、分野を問わず、対象者の状況に応じて包括的な相談、あるいは、支援を行うことができる体制作りを目指していくという内容になっています。福祉ニーズの多様化や複雑化に対応するための改革となっており、従来の制度ごとのサービス提供ではなく、本人のニーズを起点とした支援の調整ができるようなシステムを目指すものであり、障害のある困窮者と高齢者の親が地域で孤立してしまうような、そのようなケースなどに対応して、ひとつの窓口で、相談と必要な支援を受けられるようにしていくことを目標しております。また更に、子供と高齢者が、1つの拠点で福祉サービスを受けられる多世代交流・多機能型の福祉拠点の整備推進もこの中には盛り込まれ、その為の運営ノウハウの共有や、規制緩和の検討も行われているのが現状です。この新しい地域包括支援体制の構築に向けて、我が町、美深町は、どのような仕組みと運営体制を構築し、対応しようとしているのか、その取り組みと方向性について、町長と教育長に伺うものであります。まず、町長に伺います。1つ目は、新しい地域包括支援体制は、全世代・全対象型地域包括支援を意味し、高齢者・障がい者・児童・生活困窮者といった別なく、地域に暮らす住民誰もがその人の状況に合った支援が受けられるという新しい地域包括支援体制とされており、その新たな包括支援の計画策定に注目しているところであります。第7期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定等との関係も含めまして、計画の概要と方向性を伺うものであります。2つ目は、現状の個別支援体制から窓口の一元化への移行がひとつの

大きな柱でございますが、総合的な対応に必要な人材について、この方針の中では、新しい地域包括支援体制を担う者としては、複合的な課題に対する適切なアセスメントとして、様々な社会資源を活用して、総合的な支援プランを策定することができる人材が求められています、とっています。この、適切なアセスメントということでございますけれども、これについては、横文字でございますのでちょっと解説をいれますと、事前の評価・問題の分析から援助活動の決定まで、いわゆる利用者が何を求めているのか、正しく知るという作業、それから生活全般の中でどのような状況から生じているかの確認作業等々、繰り返す中で適切な対応を行うという中身になっています。これらの人材の確保にどのように対応し、それを可能にしようとするのか伺うところであります。3つ目は、もう1つの柱の中には、新しい地域包括支援体制を担う人材の育成・確保、ということが項目にございまして、特定の分野に関する専門性のみならず福祉サービス全般についての一定の基本的な知見・技能を有する人材が求められるとございます。福祉サービスの提供の担い手の現状については、福祉サービスの事業所や施設にあっては、現状は人材確保が容易ならぬ、そのような事態が一方で慢性化しているところでございます。我が町にあっても、そのような現実がございます。新しい地域包括支援体制の推進について、解決しなければならない、その第一歩であるとも考えられますが、現状の課題について、その解決策をどのように考えておられるのか伺うところであります。次に教育長に伺います。子供と高齢者が1つの拠点で福祉サービスを受けられる多世代交流・多機能型の福祉拠点の整備推進と、それによってもたらされる教育上の成果について、教育委員会の対応をどう進めようとしているのか、教育長の見解を伺うものであります。後は、質問先で順次伺ってまいります。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの充実、美深町の取り組みの方向性ということでご質問をいただいているわけであります。福祉全般にわたる部分もあるわけでありますけれども、ご質問の内容について答えて参りたいと思っております。まず、ご質問のビジョンの概要というお話があったわけでありますけれども、背景としては、国が掲げている課題、言ってみれば高齢化や核家族などによる福祉ニーズの多様化・複雑化、福祉サービスに従事する人材確保の困難性、こういうものがあるわけでありますけれども、これは、国全体に言えることありますけれども、まさに本町においても困難な課題、これはそれぞれ共有するものでありますけれども、世帯の支援だと、人材確保、同様な課題があると認識をしているわけであります。ただ、一方で本町においても、既にこれらの課題に対応する取り組みも進めているわけであります。その一部を申し上げますと、包括的な相談だと、支援では、保健センターにおいて介護をはじめ、高齢者

福祉、障がい者福祉、児童福祉、各種保険サービス、これらを一元化する形で保健センターをつくっているわけでございます。ご承知のことかとそのように思っております。その他、児童センターや民間福祉事業者との連携も進めておるわけであります。総合的な対応を進めているというように、私どもは認識しておりますけれども、しかしながら、都市部とは少し異なっておりまして、若干、コンパクトな体制になっているのかなと思っているわけであります。それもこれも、町の実態といいますか、そういうものに立脚しているのだというご理解をいただければと思っているわけでございます。なお、本町において、行政だけではなく、民間福祉の担い手として多くの社会福祉法人や事業者がそれぞれ活躍をされておりまして、福祉協議会にあっては、自治会や住民との地域福祉推進の取り組み、美深福祉会による高齢者介護と障がい者福祉サービスの運営、また美深育成園においては、児童福祉の取り組み等と、更にはケアハウスだとか、グループホームだとか、こういう取り組みも一定程度、我が町は進んでいるなという認識にたっているわけで、しかし、これらも踏まえるわけでありますけれども、本町では、国の新しいビジョンの推進による制度的な改善にも期待をかけながら、我が町としても必要において応じて、これらを取り入れて参りたいと、このように考えているわけであります。まず、ご質問がありました、新しい地域包括支援体制づくりについては、現在、厚生労働省の審議会において議論されておりまして、今後示されるであろう第7期介護保険事業計画策定に係る、指針の見直し案が出ているわけであります。その中で、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進といった項目の追加が想定されるわけであります。平成30年度からの介護報酬改定に高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを受ける共生型サービスを位置付ける、こういうことが見込まれるわけでありますけれども、これらについても、今後、国の動向を注視しながら、我が町としてどういうことになるのか、どういうことがやれるのか、検討が必要になってくるのではないのかなと、こう思っているわけであります。次に、このビジョンでありますけれども、窓口の一元化に必要な人材の確保についてでありますけれども、国においてもモデル事業の実施による先行自治体への支援・研修や資格のあり方について、検討を進めると、こういう段階かなと思っておりますけれども、しかしながら人材の具体的な要件であるとか、業務の範囲など、まだまだ不詳なところが多くあるわけであります。今後の情報収集をしながら、これらの件についても、必要のあるもの等については、我が町として可能かどうかについて対処して参りたい。現在では非常に答弁が難しいという状況があるわけであります。まだまだ今後の課題であります。また、新しい地域包括支援体制を担う人材についても、研修や人材育成のあり方が、国も検討している段階であり、答弁は今、難しいわけでありますけれども、現状においても、介護職など人材の確保は容易で

はない現状でございます。これまで、我が町としても貸付金制度の充実などに取り組んで参りましたが、引き続き町内事業者の状況等も把握しながら、一定の議論をしながら対応・対策を立てていかなければならぬと、こう思っているわけであります。今後、教育長からの答弁もあるわけでありますけれども、以上が答弁とさせていただきたいと思います。失礼いたしました、追加いたします。現在、高齢者と障がい者のサービスについては、両方の施設・事業所を運営している法人、美深福祉会もあるわけでありますし、将来的に必要な場合については、連携した運営の可能性も想定される環境であると考えますが、子供と高齢者の福祉拠点については、それぞれ今、機能をしており、充足されておるのではないか。多世代の交流という効果は望ましいという考えがあるわけでありますけれども、今、使っている既存施設を活用した取り組みも可能ではないのかなと、そんなことを考えており、これを目的に新たな施設整備する必要性を今のところもっていかない、このようにご答弁申し上げておきたいと、このように思っております。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 只今、岩崎議員の方から多世代交流・多機能型福祉拠点の整備等に係る質疑をいただきました。今、町長が加える形で答弁をいただいたところでございまして、現段階では新たな施設整備等を考えてはいるということでございまして、この整備について教育委員会がどう考えるかという部分については、現時点で、なかなかお答えする状況にはないのかなと思っておりますので、これで答弁とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） まず、それでは教育長に伺いたいと思います。町長もこれらの福祉拠点の整備推進については、今のところ考えはないという話でございました。私の質問の中では、国が掲げるこれらの政策について、教育的な成果というものが果たしてどうなのかという一つの疑問符が私もございます。学校教育や、あるいは社会教育の中で、当然イメージとしてお年寄りと子供たちが交流する場というのは、抱くことは可能なのですが、しかし、現実問題として今の美深の中で可能なのかどうなのか。そして、それが教育上の成果として具体的な問題として挙げられるのかという、その辺のところがどうも漠としてわからぬと。その辺のところを教育長の見解としては、どう考えるのかという、国の方針とはまた違ってくるのかもしれません、そのような考え方をどうなのかということをまずお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 今回、27年の9月にされた、厚生労働省の方で議論されているものと、それから、多世代交流・多機能型の福祉拠点、これは、拠点整備そのものは2

7年の9月というよりも、それ以前から事業が進められているのだろうと認識をしているところですけれども、これが教育の観点としてどういう位置づけになるかというのは、残念ながら私が見る範囲では、その接点がなかなかよく見えないというのが現実かなと思っています。確かに、色々な課題で学校現場なら学校現場、それが福祉現場と兼ね合いがでてくるというようなことを考えたときには、それはお互いに協議をする場を設けて、お互いにどう役割をしていくかという議論は、現実にやっています。それとはまたちょっと違うということで、先ほど町長がお話をされていましたけれど、美深町として、こういった拠点が本当に必要なのかどうか、これは私がどうのこうのと言える立場ではありませんけれども、私自身としては、スッとこう理解できるものでは、現段階ではないのかなと思っています。これが一定程度、形が見えて、その中で教育委員会として、何か、こういうことが求められるのだというものが出てくれば、やはり積極的な議論はしていかなければと考えています。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 本当に、まだ漠然とした中身であるということも加えて、旧来から学校教育の現場においても、あるいは社会教育の現場においても、様々な機会を捉えて親子の触れ合い講座を開いたり、あるいは地域の人材活用事業でそういうことを取り上げたり、様々な事業展開でやっておられる、その延長なのかなと思うところなのですが、そんな中にあっても、今回、新たに障がい者との共生というようなことも大きな柱の中にあるわけですね。その辺の取り組みの中では特に、小・中学校の児童生徒の介護体験講座ですか、ワークショップですか、そんなこともこれから事業展開の中では具体的に必要になるような部分、あるいは障がい者との触れ合いの場所をどこかでつくるような、そんな形も必要になるのかなと思いますが、その辺の見解についてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 基本的に抑えておかなければならないのは、今、ここで言われる、俗にいう児童福祉法的な、そういった視点での、ものの見方をしているのかなと思います。そういった関わりの中で、教育委員会として何かが出てくるのかどうか、それはしっかりと見極めていかなければならないと思います。それから、後段、言わされました、障がい者等の教育的な視点での取り組みということでございますけれども、これまでも、1つはキャリア教育、そういったものの中で色々な体験ですとか、そういった中で実際に福祉現場等との研修等も学校現場では行っています。それが、更に必要なのかどうかは状況を見ていかなければなりませんけれども、一定程度やられているのかなと認識をしているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） それでは、町長に振りますけれども、これから新しい地域包括支援体制の構築という関係と、それから、今年度すでに第7期の高齢者保健福祉計画、あるいは介護保険事業計画策定、それらとの整合性、特に町長も触れられました、その共生型の文言、どうこの計画に取り組んでいくのか、その辺の今の策定作業の途中経過といいますか、その辺のところがどうなっているのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） これからの中の作業の部分、さらに共生型といいますか、まさにこれらの部分であります。新しい、第7期の計画といいますか、工程といいますか、そういうものも今後も考えていかなければならないわけですけれども、今、考えている1つの策定作業といいますか、スケジュールといいますか、こういうものについては、議会を今やっているわけでありますから、できれば今月中になんとか1回目の委員の選定といいますか、1回目で選定するわけでありますけれども、そういう委嘱だとか、そういうことも含めて策定会議を持てればいいなとそのように思っております。7月から本格的なこれらの協議をして参りたい。その中では、アンケート調査等も含めてやっていきたいと思っています。それらを受けて、8月になると思いますけれども、道のヒヤリング等も受けのことになるのかなと思っておりますし、また、7月にやるかどうかわかりませんけれども、大体、9月になるとアンケートの集計だとか、そういうことも出来るようになるのかなと、そのように思っておりまして、できれば9月中に第2回の策定委員会を開催してほしいと、そのような希望をもっているわけで、そういう中で10月に、作業部会をやっていただければ、そんなスケジュールで。そして更に、11月、年内には北海道のヒヤリング等も受けしていくことになればと思っています。そして、12月の策定委員会があるわけでありますけれども、第3回策定委員会で粗方なまとめをしていかなければならないと思っております。そこで、具体的に新年度の予算編成だとか、そういうものに関わってくるところでなるのかどうかわかりませんけれども、こういうことも含めて一定の考え方の整理ができればいいと、そのように思っております。3月の段階で高齢者福祉だとか、介護福祉だとか、介護保険条例だとか、介護保険のこともあります。更には、高齢者の保健事業の確定等これらについても一定の整理をしていかなければならない、このようなことを思って、これからでありますけれども、一連の作業を担当課の方が中心になりながら進めていく作業になるのかなと、そのように考えているわけで、したがって、今の段階で具体的なご質問があるわけでありますけれども、少し答弁を差し控えさせていただきたい。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君）　いわゆる、その共生型の形を介護保険の方の改正によりまして、新たに付け加えるということなのですが、その付帯決議の中に利用者負担の更なる増加に対する国民の不安を払拭するため、いわゆる利用者負担の割合というものを医療保険の現役並みの所得者と同等の水準とするということが付帯決議でも示されて、いわゆる負担増にならないような仕組みを作れということなのですが、その辺の対応については、その財源とするようなものは、現時点ではどのように考えておられますか。

○議長（倉兼政彦君）　山口町長。

○町長（山口信夫君）　財源等については、当然国が求めるのだとすれば、国に頼らなければならぬ部分、道に頼らなければならぬ部分は、あるわけでありますけれど、そうは言っても町が負担する部分、更には住民に負担をしてもらわなければならない部分、それらの部分をかみ合わせながら、どう対応していくかと考えなければならないというように思っております。我が町の高齢者負担といいますか、介護といいますか、そういう部分の負担率が果たして、具体的にどの程度のこと、そしてこの次に出てくる7期計画の中でどうなっていくのか、そういうことを見定めながら、ここではきちんと言い切れませんけれども、なるべく住民の負担を軽減するというようなことに、まさか全道で高いレベルにするなんてことにはならないと、皆様方もそれを期待していると思っておりませんので、なるべく町として努力をしていかなければなりません。そのためには一般会計といいますか、持ち出し等も出てくる場合もあり得るのかなと。色々な検討をして参りたいと思っております。将来に関わることであります、負担の問題もあるわけですから、その辺も十分に考えていかなければならないし、合わせて、国保の扱いが変わってくるものですから、そういうことも睨みながらこれらの問題に対処して参りたいと思います。

○議長（倉兼政彦君）　岩崎君。

○7番（岩崎泰好君）　それらもしっかりと対応いただきたいのですが、次に、今、窓口となっている保健センターの機能の関係と、人材の関係で少しお聞きしておきたいと思いますが、国が求める人材、福祉に多機能で、個人的多機能な人材を求めているとございます、今も現状では、一生懸命、みなさん、職員の方が努力をしてやっておられる姿を私も目にしております。さらに、計画策定にあたっても、これにプラス医療制度の計画等も、今までの5年が6年になって、これとリンクする形でしていかなければいけないですね。それらの作業量といいますか、非常に大変なものがあるだろうと。人員をプラスして配置したことをお聞きしておりますが、しかしながら、職員の負担増が非常に大変なものがある一方で、職員にとっても新たな対応に向かって、1つはスキルアップをしなければならないという形が当然でてくると思います。その辺のことについて、午前の話の別な件で、職員

の資質の向上の部分でも話が一般質問でありましたけれども、特にこの問題について、今どのように対応しようとしておられるのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 職員の対応というか、本当に職員に限られた中で色々と求められて、専門的、今は専門の時代ですから、専門を求められるわけでありますけれども、なかなか専門職を抱えるというところまではいかなくて、一般職の中で色々と勉強していただいて、努力していただいて、対応しているのが現状でございます。その中で異動等も行うわけでありますけれども、今回こういう諸々の計画ごとがあるものですから、元々はこういう計画ごとに携わった人間でもありますし、広範にものを見る、職員・若手でありますけれども、また、戻しながらもう一回挑戦してもらおうと、こういうことにもしているわけでございまして、そういう人間にあまり期待をかけると、本人も参るわけでありますけれども、参らない程度に上手に頑張らせていただきたいなと思っているわけでございます。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 手法としては、専門職をしっかり雇い入れるという方法が1つありますよね。あるいは、現状の中での職員が自分たちでスキルアップする、資格を取得するなり、そういう手法も1つありますよね。その辺の方向についてどう考えておられるのか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 資格をもっていれば、ある意味では専門職といえる部分もあると思います。しかしながら、取り組むことによって、資格はないのかもしれないけれども、ある意味では専門を上回る場合もあるし、色々なケースがあるわけであります。その辺を加味しながら、言ってみれば、直ちに専門職を雇うといつても、そう簡単に人材がいない時代でもありますし、また行政としても、そういう人材を抱えることが我が町的な規模でいくと、なかなか難しいわけでありますから、その辺を参照しながら今のところ、今の体制で乗り切りたいと。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） それは、確かに解るのですが、私の見解は新たな人を入れるというわけではないのですが、今の職員に勉強をする機会を一定程度、これから始まる3年間の事業計画を立てながら、2025年を1つの目標として動き出している計画ですから、そこには、自分たちが、これについてやるときに、もっとしっかりと知見を発揮できるような、そういう勉強の場に町としては1人ずつ交代でもいいから派遣して、しっかり勉強してもらって、そして戻ってきてもらいその事業に精通した人間として、更に頑張っても

らうということをしなくては、今、抱えている人は大変だと思います。それは、同じ一般職の中でも、常日頃勉強して一生懸命やっている方はたくさんいるけれども、しかしながら、それでも、この制度そのものが全面的に変わるにあたっては、窓口の一元化、具体的には一元化はなかなか難しいかもしれないけれども、対応としては、そういう方向性にいくのであれば、そういう場を作るべきだと思うのですが、その辺のところについて、職員を定期的にしっかり勉強してこいよと言って送り出して、スキルアップをしてもらうような仕組みがこれから必要なのではないかと思うところなのですが、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 一般職で、俗にいう事業の進めをやらなければならない部分もありますから、機会を捉えて研修、更には道のヒヤリング等とも何回もあるわけでありますから、そういう機会を工夫しながら、ただ25年を目指して7期の計画をつくるということですありますけれど、1つの土台は出来ているわけであります。それに、過失といいますか、加えていく部分、したがって規則的な部分は十分とは言えないのですけれども、ある程度出来ているのかなと、そういうことでは担当する課なり、そういう部門で1つの考え方方がまとまっていると。具体的には、みんなで係るわけには、なかなかいかないものですから、専門的に係る人間、ある程度絞られた人間で計画ごとを作っていくかざるを得ないのかと思っているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 現場の職員は大変だろうと思うのが、町長のそういう見解でありますから頑張っていただきたいと思いますが、例えば、今、やっている事業の中で様々な取り組みをしていますが、特に民間に移行できるような事業等については、民間に移行しても良いのではないかと思いますが、事業量の多さからすると、そういう事業がたくさんありますよね。それらについて、民間の地域に、あるいは自治会であったり、あるいは民間の業者であったり、そういうようにうまく振り分けていけるような仕組みづくりというのは、どの程度考えておられますか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 具体的に、民間に、この部分は移行できるのであろうかという話があるのかもしれません。ただ、私たちの認識として、今それの受け手となる民間があるのかどうか。ましてや育っているのかどうか。色々なことを考えなければならないなと思っております。なかなか、国なり、道から求められるものは、高いレベルものがあるわけであります。そして、書いてあることもなかなか専門的で難しいわけであります。福祉部門

だけではなくて、全体の部門、計画ごと等、全てそうでありますけれども、なかなか民間にお願いをして、今の民間というのは、地元を想定とした頭の答弁をしているわけでありますけれども、地方といいますか、そういうところに委託をしろという話ではないというように理解をしておりますので、民間で下ろせる事業があれば下ろせということかもしれませんが、やれる部分もあるのかもしれません。あるとしたら、検討してお互いのコンセンサスを得ることもしていかなければならぬと思いますけれども、なかなかそうはなっていないのかなと思っております。ここに来て、1・2年前からでありますけれども、自治会なり福祉会等で地域共生社会ということで一生懸命、研修もされておられますし、ふまねっと事業のようなものも、かなり民間が中心になりながら一生懸命努力されていると、こういうような部分については認識をしているわけであります。その中で、うちの保健師等々が指導に入りながら、物事をつくり上げてきてているということについては理解をしておりますけれども、具体的にこういうものを民間にというところに至っていないのが現状であります。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 私も、高齢者の域に入りましたて、事業名が何だったか忘れてしまつたのですが、例えば介護予防のための教室の実施状況で運動機能向上教室ですとか、転倒予防教室ですとか、頭とからだのリハビリ教室とか、これらの事業については割と、保健師さんと専門の方が立ち会うことが必要ですけれども、もうすでに民間のところでダブってやっている自治体もすでにありますよね。それだとしっかりと共有して、民間に渡すなら渡すと、そういう形で業務が少なくなる分、もっと本腰を入れて本来の業務ができるようなこともあり得るので、その辺の事業の展開といいますか、今までやってきたことを具体的に町民に下ろしていく作業もこれからは必要ではないかと思いますが、その辺の見解について改めてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 先程、答弁いたしましたけれども、そういう健康、予防的な体操、そういう部分も場所としては、保健センターの別室でやったりしている部分もありますけれども、そこにも臨時の職員だとかを抱えながら、一応努力されて、民間でもそういう部分もやれるのだ、進んでいるのだとすれば、その辺の協議も、将来的には下ろしていく作業も必要になってくるのかなと、今後の検討の課題の1つになってくるのかなと思っています。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） それと、職員の関係でお話をできましたが、一方でこの経過を

進める中では、地域にある福祉サービスの全般にわたって、人材の確保というのが重要な喫緊の課題だと思っております。結構、事業者数を調べさせていただいたのですが、現在、福祉関係の事業所が18あって、そこに275人、これは平成27年の数字ですが、この方々がお仕事をされているということです。いつもですね、最近、新聞や、あるいは、災害のための電話にも募集が随分かかるようになりました。これは、やはり施設で働く方々の人員が本当に不足しているという実態なのかな、事業が増えてきているという部分もあるかもしれません、そういう実態にあると思います。そこで、しっかりと今後、2025年に向けて、人材の育成といいますか、そういうものも町で少しは手を出しても良いのではないかと思うところなのですが、現在は補助制度がありまして、看護師さんは上がりました。介護福祉士さんについては現状のままという現状ですから、その辺のところも勘案しながらしっかりと、制度設計をする必要があるのかなと思うところですが、それについて考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今、議員から介護事業所といいますか、そういう福祉事業所といいますか、そういう部分、18といいますか、それから27年の調べでありますので、それから、少し増えている部分もあるわけであります。全体の職員、そこに従事する、病院等も含むわけでありますけど、300を超えるような職員数に全体的にはなるわけであります。そして、介護だとかその助手だとか、指導員だとかケアマネだとか、そういうものを含めると約180人になると我々は今、抑えているわけであります。その中で今、言われました保健師の助成制度だとか、介護士の助成制度だとかそういうものをやっているわけでありますけれども、しかし、人材育成ということで非常に人が足りないものですから、なんとか保健師についても増額をしたりして、努力をしているのですが、それでもなかなか人が集まらないと、こういう状態であります。これはうちだけではなくて、全国的な福祉社会に対する人材育成が遅れている経過かな。それもこれも、やっぱり少し、こういう部門に対する賃金といいますか、そういうケアが国としても悪いのかなと、そういうところを含めて国も少し目をそういう部分に持ちながら、少しずつ対策を考えているようですが、それにもなかなか地方まで、それが伝わってこない。そして、待遇改善に結びついでいかない。かと言って、業務はなかなかきついと。これが実態のようであります。うちの場合についても、そういう職場で介護をする指導員だとかが非常に少ない、足りないという実態も聞かされておりまして、そうではあるけれども、我が町の制度を活かし切れているのかというと、そうでもないのですね。そういうところの矛盾もあるわけでありますけれども、しかしながら、それはそれとして改善できるものは改善していきたい、

いかなければならないという観点に立っております。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 担い手がないということ、1つは賃金の問題、それから、労働条件の問題、非常に大きなウエイトを占めるのだろうと私も思っています。それでですね、1つは、ついこの間、ある事業所さんが募集をかけたところの賃金体系は、多分、15万弱だったと思います。正職員として採用の場合ですね。美深町の平均の給与がどの程度か、というのは調べてはいませんが、結構低い金額だらうなと思います。厚生省の調査によりますと、平成16年の福祉施設介護員の平均月収が22万8千円という金額です。これは、全企業の平均が33万6千円ということですから、概ね2／3程度の賃金体系で働くをえないような、制度上、そのようになっているということです。美深町の実態にあっても、15万弱の正社員の給与体系であるならば、当然、労働環境も24時間、ある意味、介護等については大変な事業内容になるとすると、私も手を挙げないと思います。そういう意味では、町としてはそこに、しっかりと資金的な補てんをするなり、なんらかの方策をとることで、1つは解決しなければいけないということと、もう1点は先程、18事業所で概ね300人ということでございましたが、そのうち介護福祉士の資格を持った方が63人、2割強くらいしかいないわけです。この介護福祉士の制度そのものは、実質3年以上勤務をしながら取るという資格取得の条件があったり、あるいは学校に行く方については、学校へ行って取得すれば可能だという資格のあり方です。介護福祉士の資格を取れば、福祉の基本的なものをオールマイティにしっかりと勉強して、自分のものにして、現場に即、出られると、そういう仕組みになっていますので、この介護福祉士の養成に関わる部分に、もう少し、町がしっかりと支援するなり、考えらるのは、夢のような話ですから、これは実現は難しいかもしませんが、具体的に学校を作ってしまうということが1つあると思いますね。これはたぶん、町長はできないでしょうと言うと思いますが、それが無理なら、今ある道内で介護福祉士の資格を取る学校は5・6校あると思います。そことしっかりと協定を結んで、そこに定期的に美深町の介護職員を送り出すなり、あるいは、高校卒業者をしっかりとそういうところに進学をしてもらうなり、そんな手法をとっていくことが、2025年の問題に対してしっかりと対応できる、いわゆる、福祉の町の美深町という姿が2025年に実現するのではないかと思うところなのですが、その辺のことについて見解をお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 言ってみれば、人づくりという部分で今、特に福祉の部分、介護福祉士を取り上げて、具体的なこういうことはどうでしょうかかという1つの提案があった

のも含めて、なかなか一言で言えば難しいと思っているわけであります。今のところ、先程から言っておりますけれども、介護の条例を使ってほしいなと思っているのですが、なかなかそれも使ってもらえていないと。こういう状況もありますから、それが条例をもっているから良いとか悪いとか言っているわけではなくて、それがまだまだ検討の余地があつてたりないのかどうかということも含めて検討しなければならないと思っております。それよりも、なによりも、この頃どうも聞くと、労働時間だとか賃金だとか、そういうものもありますけれど、休みが土日あるのかということが非常に職場で問われる、職場ではなくて、就職の若い人、介護職場でありますから、必ずしも若い人ばかりではない、そういうことがどうも働くニーズが変わってきているのかな、そのようなことも聞こえてくる部分、どうも福祉職場、介護福祉含めて、人が足りないということについては理解をしております。ただ、どの職場についても足りないのだと。ましてや専門といわれる部分は非常に居ないのだと。これは困ったことだと。そして我が町として、なんとか具体的に強烈にアピールするようなことも言われるわけであります。なかなかそこに踏み出せないと、現実を踏まえながらどうしていくかと。例えば、今、あった高校の問題だとか、ああいう課題については、具体的にやれるわけであります。こういう民間が絡むような事業所を、そういう部分から1つの大きな声、議会には届いているのかもしれません、なかなかそういうところまでいかなくて、全体的な国の制度の根幹に関わるようなことではありますから、うちが突出するということも、難しいなと、今の段階では。ただ、心配はしていると、こういうことだけはご理解いただきたい。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 実はですね、町長の言われる、その制度を利用してもらえないということなのですが、これは制度が利用してもらえない条件だからだと思います。社協もヘルパーの関係で訪問看護事業、上限4万円の補助を出すという制度を、もうここ何年もやっています。それについても講習を受ける事業内容等も、多分、この近くでは名寄人材開発センターが担っていて講習料4万円程度、交通費あるいは食事代等があれば、それを受けられる条件、とっても良い条件の制度があります。それでも、今までその実績が出てきていないと報告を受けています。それは、今言った、働く人のニーズということも十分に勘案しながら、そういう人達が働く、若い人に限らず、働いてもらう雇用の場づくりのために、そういう制度設計を改めて見直す必要があるのではないかと思います。看護師さんは町の制度によって成果がでました、一定の成果が出たといえます。あれと同じ形で、介護福祉士も金額等も変えていくことで、また、介護福祉士、本当の福祉の専門家ですから、その人達が事業所で働いていただければ、すぐにやめたり、いわゆる今、町長が言っ

た意識の問題も変わってくるというように思うのです。その辺の、ぜひその事業展開をま  
な板に乗せて、出来るか出来ないか、その検討はすべきだと思います。時間もあまりない  
ですから、その辺のことをお聞きして、制度設計を改めて考え直してみるという形をどう  
考えるのかについて答弁をお願いしたいです。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 雇用体系といいますか、賃金といいますか、支援のあり方等とあ  
るわけでありますけれども、我々が制度設計するだけでなく、国が介護福祉士等の制度  
設計を今、検討しているのですが、どうも、資格を取るのにさらに難しくするのですね。  
優しくしてくれるなら、そして安くしてくれるならいいのですが、国は逆に難しくするわ  
けです。人がいないと言っているのに、そういうことばかりやってくれて、そして、そ  
ういう話が具体的に求められるわけですから、私として非常につらいといいますか、  
困ってしまいます。そして事業所あたりも、資格を取ってみると手当をする、資格手当み  
たいなものを増やすと、そういうことと一緒にあって、行政としても何か応援する手立て  
はないかと、こういうことになると、割と話は相談しやすい部分もあるわけですけ  
ど、なかなか我が町的には、二の足を踏んでいるというのが実態でございまして、この辺  
のところもご理解をいただいて、できることなら議員連盟でちょっとおかしいのではないか  
と要望をあげていただければありがたいなと思います。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） そういう苦難の道を切り開くのが町長の役割だと思います。な  
かなか難しい、で最後まで通すのはいけないと。そこをしっかりやらなくて、なんで町長な  
のですか、それをやって初めて、美深に山口町長っていたよね。あの人こんなことやっ  
てくれたよねって、そういう評価をされる町長になって下さいよ。それは一步前に出ること  
ですよ。そのように思います。時間がないようですから、あれですけれども。つい最近の  
北海道新聞、これは5月の23・24・25日かな、3日間連続でこの問題を取り上げて、  
コラムがありました、その中で栗山町が町立の介護学校をつくって30年を迎えるという  
記事です。上・中・下のシリーズですけれども、その中でとにかく介護職に携わる人がな  
かなかいなくて、学校の運営も大変だと、そこから始まっているのですが、しかし、中を  
ずっと見ていくと、学校をつくっておいて良かったという結論なのですね。介護福祉士と  
いうのは即戦力になりますから、給与体系も当然5千円から2万程度の手当でもプラスに  
なりますし、そういう意味では町の負担も少なくてすみます。一般の人にあげるのではな  
くてね。そういう制度設計をして、そして、そういうところに協定なり、ここでなくとも、  
例えば町立でやっている栗山町のそういう北海道福祉介護学校、そういうこと協定を結

んで、人を送り出して、2年経ったら戻ってきてもらって、地元で働いてくれたら、これだけのものを差し上げますよ、提供しますよといった、それぐらいの大きな腹でこれからの福祉の中にしっかりと人材が根づくような、そういう政策をとるべきだと思うのですが、最後にそれを聞いて。町長は一步前に進む決意を是非聞かせて下さい。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 決意は、決意としていつでも言えるのですが、正直言って、この間10年くらい町長をやりながら、上川の町村会だと、道の町村会だと、そういうところでものを言ったり、嫌われたり、色々な機会があるわけありますけれども、正直言って、自分なりに頑張ってきたつもりでありますけれども、なかなか世の中の壁は厚くて、頑張ってはいるのだけれども、なかなか気に入ったことにはなっていないのかなと。残念ではありますけれども、そう言わざるをえない。しかし、頑張るということは言いますけれども、1つの限界も感じているということだけはご理解をいただきたいなというように思っております。1つの決意表明とは言わないですが、1つの表明をしたい。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 今、学校との協定を結ぶなり、そういう繋がりを作つて制度設計をしっかりと立てるということについては、どうしますか。答えてください。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） それらも含めて、すべて検討課題だというように申し上げておきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 大いに期待したいと思います。やはり、我が町は人口減少社会の中にあって、いかに人口減少を止めいくかが大きな課題です。福祉の面からも、しっかりと人がここに残る、雇用の場がある、そういう場所を提供できる、そんな仕組みづくりをしっかりとやっていただきたい。そう申し上げて、私の質問事項は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（倉兼政彦君） 以上で、岩崎君の一般質問を終わります。

これで、本定例会に出ました、一般質問を終了いたします。

---

#### ◎日程第8 議案第23号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第8 議案第23号 美深町個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第23号 美深町個人情報保護条例の一部改正について提案説明を申し上げます。今回の一部改正は、いわゆる、マイナンバー法に基づき行っている情報提供ネットワークを使用した、法廷事務の情報連携に加えて、7月18日から美深町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく、個人番号の利用に関する条例に規定している、独自利用事務の情報連携が開始されることに伴い、定義規定及び準用規定を改正するものであります。よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは、議案の説明をさせていただきますので、議案書の1ページおめくりいただきたいと思います。議案第23号 美深町個人情報保護条例の一部改正について、美深町個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。1枚めくっていただきまして、新旧対照表の資料をお付けしてございますので、これに基づいてご説明を申し上げたいと思いますが、平成27年の番号利用法の改正、この改正によりまして、法廷事務に加えて地方公共団体が行う、いわゆる、独自利用事務、これが情報連携が可能となったということで、この施行期日が到来したということで、今回の条例改正ということでございます。改正内容については、3カ所となってございますが、まず第2条の改正で第3号の情報提供記録の定義に関して、現行規定の法第23条第1項及び第2項に法第26条において準用する場合と、これを加える改正となります。法第26条というのは、独自利用事務に関して、新設された規定でございます。これまでの法廷事務の取り扱い規定、これを独自利用事務にも準用するということが定められておりまして、今回ここに加えるということでございます。次の第15条の2の改正、これは引用する番号法の条ずれによる改正で、只今申し上げた通り、26条が新たに追加したということで、それによって条ずれが起きていますので、それによる改正でございます。次に、第20条、第4項の改正でございますが、これは開示の訂正等に関する規定でございまして、特定個人情報の独自利用事務、これに関して、ここに規定を追加するということでございます。4行目の後段から、個人情報の外部情報を受けているものについて、括弧書きで特定個人情報に関する定義をしてございます。ここに独自利用事務に関して加えるものでございまして、ここにアンダーラインを引いてございますけれども、このアンダーラインの2段目の又は、の次に同上第8号となってございます。これは番号利用法の第19条第8号のことを言ってございまして、法改正によりまして、独自利用事務の情報提供を可能とするのだという旨を追加するという改正でございまして、この規定をこの条例に引用して定めるということでございます。なお、この規定の中に法廷事務に対して今回、独自利用事務

が情報連携できるようになったというようにご説明申し上げておりますけれども、この条文の中には、条例事務というように示してございます。いわゆる独自利用事務と言っていますけれども、法律では条例事務というように規定しているということでございます。最後に附則でございますけれども、条例の施工期日、これは公布の日とするものでございます。以上、議案第23号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で、議案第23号の説明を終了いたします。

---

◎日程第9 議案第24号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第9 議案第24号 美深町税条例の一部改正についてを議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第24号 美深町税条例の一部改正について提案説明を申し上げます。地方税法及び、航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の公布に伴いまして、特定配当等及び、特定株式等譲渡所得金額に係る、課税方式の選択の改正規定あります。2つ目として、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例を延長する規定あります。3つ目として、控除対象配偶者を同一生計配偶者に改める規定あります。4つ目として、災害における税制上の措置の改正規定あります。更に、軽自動車税のグリーン化特例、軽減課税でありますけれども、これについて重点化を行った上で、適用期限の延長及び、賦課徴収の特例規定を整備するものであります。以上が主な内容でありますけれども、よろしくご審議いただき、原案決定いただきますようよろしくお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは、議案の説明をさせていただきます。4ページをお開き下さい。議案第24号 美深町税条例の一部改正について。美深町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。これも、資料でご説明申し上げます。12ページからになりますけれども、12ページをお開きいただきたいと思います。改正の主たる内容は只今、町長の方から主旨説明があった通りありますけれども、このページの上の方に改正に要旨ということで、括弧書きで5つ程、掲げてございます。税目では、町民税・固定資産税・軽自動車税の改正となってございますが、この資料で改正の内容ごと条を追っての記載ではなくて改正条項まとめて、記載してございます。したがって条例の順となっていないということを、まずもってご了承いただきたいと思いますが、なお、今回の改正に係る課税適応ですが、ここにあります、3番目の改正、附則第5条の改正となってございますけれ

ども、これを除いて、29年の4月1日となるものでございます。それでは、表の方をご覧いただきたいと思います。町民税からの説明となります。まず、特定配当等及び特定株式等譲渡所得に関する改正でございまして、特定口座における上場株式等の配当所得、譲渡所得について、所得税と住民税と異なる課税方式を選択することが可能であるということが明確化されてございます。これに係る規定の整備を行うというものでございまして、第14条、第15条の9、附則第16条の3、附則第20条の2の改正となってござります。次に、附則第20条の3の改正でございまして、条例適応配当等に係る所得です。これは、外国居住者と所得相互免除法という法律がありまして、これに対応する改正でございますが、只今説明した、第14条と同様の改正ということで、地方税法引用してございますので、その改正がございまして、この合わせて20条の3の改正も行われるということで、改正内容については先程14条等の説明をした通りの内容となってございます。次に、このページの1番下ですね。附則第8条の改正でございまして、肉用牛の売却による、事業所得の課税の特例措置、これが延長されることによる改正でございまして、平成33年度まで3年間延長となることによる改正となってございます。次のページ、見ていただきたいと思います。次は、附則第5条の改正で、これは税制改正によりまして、配偶者控除を満額受けられる、配偶者の年収の上限ですね。これが、現行103万円から150万円に引き上げられる、こういった見直しがされておりますが、これに伴いまして、現行の控除対象配偶者、これが3つに分けられる改正になってございます。その居住者の合計所得業計によって、この控除対象配偶者が控除対象配偶者と同一生計配偶者、源泉控除対象配偶者という3つに、分けられることになりましたけれども、現行の附則第5条で規定をしております、控除対象配偶者というのが、これが同一生計配偶者というように名称が改められております。これによりまして、この条例上の名称を改めるという改正でございまして、内容については、現行と変わらないものとなってございます。なお、所得税法の改正では、これは平成30年分以降の所得税から適応するということとされておりまして、従いましては、この改正による課税適応、これが平成31年1月1日となるものでございます。次、その下、附則第17条の2の改正。これも課税特例措置の延長に伴う改正でございまして、優良住宅地の造成等の為に今、土地等を譲渡した場合の譲渡所得、これに係る課税の特例ですね。これがまた3年間延長されることになりまして、これによる改正を行うものでございます。次に固定資産税の改正でございます。初めに災害に関する税制上の措置によるもので、第38条、これは震災等による、滅失したものなどに代わり、取得をした償却資産、これについて、課税標準の特例に関しても規定を整備するというものでございます。次の40条の3、第51条の2の改正。これは被災市街地復興推進地域にお

いて、被災住宅有地は住宅有地と見なすと、この期間を2年から4年度分に拡充をされたということ、これによる改正でございます。次に、第40条の3の改正。居住用超高層建築物、いわゆるタワーマンションのことでございますが、これに係る固定資産税に関して、課税の見直しを行うということによる改正でございまして、これは同じ建物でも、高層階と低層階では、景観などの違いから、資産価値に違いが生じているということで、現行は面積半分で固定資産税を算出しているようですが、実状と実際の資産価値ではですね、返りがあるということで、これが所要の改正が行われまして、これに合わせた条例の整備を行うものでございます。次、附則第10条の3の改正です。耐震改修、それと熱損失防止改修と書いてありますけれども、いわゆる、省エネ改修のことでございますが、これらにより、認定町優良住宅に該当するというものについて、固定資産税額から3分の2が減額されることになりますが、これに必要な規定の整備を行うということでございます。次、最後になりますけれども、軽自動車税についての改正です。まず、附則第16条の改正。これがグリーン化特例の延長に伴う改正でございまして、先の第1回の定例会で、1年延長となるという改正を行っていますが、これが更に燃費性能に関する基準と、これの重点化を行った上で2年間、延長となるということで、これに伴う改正を行うものでございます。なお、このグリーン化特例の延長の内容は、14ページの下の方に改正前、改正後の内容を参考までに記載してございますので、ご覧いただければと思います。次に、最後、附則第16条の2の改正でございます。これはグリーン化特例に関連しての新規の規定ということになってございますが、グリーン化特例の減税対象者、これは国に申請して認可を受けるわけですけれども、自動車マイカー等が、これ不正行為によって、この認定を受けたとした場合、結果として税の納付額に不足を生じさせるという、こういったことが生じます。こうした場合、この不足額を当該自動車マイカーが納付する義務を負うというように規定を行うものでございます。以上が、表の改正の内容でございますが、この他、法改正に伴いまして、条例が引用している、法律等の条項が移動したものがございますが、14ページの上の方から記載したとおりになってございますので、ご了承をいただきたいと思います。以上、議案第24号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） ありませんか。別段、質疑がなければ、終了致します。これから討論を行いますが、討論もございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから、議案第24号について、採決を行います。議案第24号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって、議案第24号 美深町税条例の一部改正については原案の通り可決されました。

---

◎日程第10 議案第25号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第10 議案第25号 美深町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第25号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について、提案説明を申し上げます。国民健康保険法、施工例の一部改正する政令が公布され、国民健康保険税の軽減判定所得が見直されたことに伴いまして、美深町国民健康保険税条例の改正をしようとするものであります。よろしくご審議いただき、原案決定いただきますよう、お願いを申し上げ、提案説明とします。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案書15ページをお開きいただきたいと思います。議案第25号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について。美深町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。これも1枚めくっていただきまして、資料をお付けしていますので、ご説明を申し上げたいと思います。第27条の第1項の改正ということで、保険税の減額に関する規定の改正でございまして、2割、5割、7割の軽減措置がございますが、このうち、5割、2割の軽減の判定所得、この改正行うということでございまして、この表にあります通り、5割軽減では現行、判定所得が26万5千円となってございます。これを5千円引き上げまして、27万円とする。更に2割軽減につきましては、現行48万円とあるのを1万円引き上げまして、49万円とするものでございます。参考までに、下の表に現行の規定でございますが、上から7割、5割、2割というように所得の金額が書いてございますが、このうち5割軽減、2割軽減の、ちょっと太字でアンダーラインを引いてございますが、この1人につき、26万5千円、これを27万円、2割軽減につきましては、48万円、これを49万円というように、この部分を改まるという内容でございます。課税適用につきましては、29年4月1日とするものでございます。以上、議案第25号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で、議案第25号の説明を終わります。

---

◎日程第11 議案第28号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第11 議案第28号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第28号 工事請負契約の締結について、提案説明を申し上げます。本件は、辺渓地区チョウザメ飼育研究施設を建設する美深町チョウザメ飼育研究施設工事、その1、1に係るものでありますて、工事請負業者を決定するため、先週6日に指名競争入札を執行し、落札業者と仮契約を締結したところでございます。この契約の締結にあたりまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に、または処分に関する条例、第2条の規定により議会の同意を求めるものでありますので、よろしくご審議いただき、原案ご決定いただきますよう、お願い申し上げ、原案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の説明をさせていただきます。17ページを開いて下さい。議案第28号 工事請負契約の締結について。次の通り、工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び、財産の取得、または処分に関する条例、第2条の規定により、議会の議決を求める。1つ目、契約の目的、美深町チョウザメ飼育研究施設建設工事（その1）でございます。2つ目、契約の方法、指名競争入札による契約。3つ目、契約金額、8,694万円でございます。4つ目、契約の相手方、美深町字東4条北4丁目7番地、株式会社山崎組、代表取締役社長 山崎晴一でございまして、先程、町長から説明あった通り、6月6日の日に入札を執行してございます。5社を指名してございまして、すべて応札になってございます。予定価格が、税抜きでございますけれども、8,297万円でございまして、最低落札価格が8,050万円ということで、97%の落札率でございまして、この8,050万円の落札価格に消費税を加えた、8,694万円を持って契約をしようとするものでございます。1枚めくっていただきまして、工事の概要ということでございますけれども、工事場所につきましては、辺渓の北海道電力の水力発電所のある地域でございますけれども、工期が来年の30年3月20日を工期とするものでございまして、このチョウザメの施設に取水をする取水口、そして使い終わった水を排水する排水溝、いわゆる樋門と言われるもの、これを2基、設置しようとするものでございまして、ほぼ取水口、排水溝、同様の施設でございますが、若干大きさ、長さが、大小ありますが、ほぼ同じような工事の内容となるものでございます。以上、議案第28号の説明

とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 議案第28号の説明を終了致します。

---

◎日程第12 議案第29号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第12 議案第29号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第29号 工事請負契約の締結について提案説明を申し上げます。本件は、文化会館COM100の文化ホール音響設備一式を更新する、文化会館COM100音響設備改修工事に係るものであります。工事請負業者を決定するため、先週6日に指名競争入札を執行し、落札業者と仮契約を締結したところであります。この契約の締結にあたりまして、議会の決議に付すべき契約及び、財産の取得、または処分に関する条例、第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議いただき、原案決定いただきますよう、お願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは、議案の18ページを開いていただきたいと思います。議案第29号、工事請負契約の締結について。次の通り、工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び、財産の取得、または処分に関する条例、第2条の規定により、議会の議決を求める。1番目、契約の目的でございます。文化会館COM100音響設備改修工事でございます。2、契約の方法、指名競争入札による契約でございまして、3番目、契約金額、5,454万円、4つとしまして、契約の相手方、札幌市中央区南4条西13丁目1番26号、アビックラボ株式会社、代表取締役 花田功でございます。先程の工事と同じ日に入札を行ってございます。4社を指名してございますが、応札があったのは3社でございます。税抜きの予定価格で5,343万円。これに対しまして、最低の落札価格が5,050万円でございまして、これに8%の消費税を加えまして、5,454万円で契約をしようとするものでございます。1枚めくっていただきまして、裏ですね。工事概要となってございますが、工事場所につきましては、西町22番地の文化会館内でございまして、工期が平成30年2月28日までとしようとするものでございます。工事概要につきましては、このホールの音響施設一式の取り換えということになりますけれども、音響調整卓、いわゆる、ミキサーでございますが、これが調整室、この上の写真の方に小と書いてありますけれども、この中に1台、更に下の方の客席の右に下の方に大と書いてありますけれども、ここに1台。これは移動させて使うミキサーでご

ざいますけれども、これが大小合わせて2台。音響増幅、アンプでございますが、これが6台でございまして、調整室に5台入ってございます。これを交換するのと、舞台袖にアンプがございまして、これを1台交換すること。スピーカーでございますけれども、合計19台ございまして、この下の写真のところにありますように、天井、壁、移動式、立型というかステージの横に立てて使うやつ、これが2台ございまして、更に、床に置くやつです、ステージの前の方に置くやつ、これが6台。合わせて19台を交換するものでございます。更にマイク設備18本。これはスタンドマイク、ワイヤレスマイク合わせて18本、これを交換しようとするものでございます。これに係る配管配線一式を行おうとするものでございます。以上、議案第29号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で、議案第29号の説明を終了致します。

---

#### ◎日程第13 議案第26号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第13 議案第26号 平成29年度美深町一般会計補正予算 第2号及び、議案第27号 平成29年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を一括して議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第26号、議案第27号で提出しております、一般会計及び、下水道事業特別会計の補正予算につきまして、一括して提案説明を申し上げます。はじめに、議案第26号 平成29年度美深町一般会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、補助金、交付金も含むわけでございますけれども、財源として実施する事業の追加、事業費の増加や施設の修繕など、緊急性のあるものについて補正するものであります。なお、チョウザメ研究、振興事業では、地方創生拠点整備交付金の内諾を受けたことにより、チョウザメ飼育研究施設建設費のうち、稚魚ふ化施設、排水路及び、土地造成にかかる工事費並びに工事の監理委託費を計上いたしましたが、昨年も実施いたしました、プレミアム商品券について、今年度も商工会等から要請を受け、地域商工業の活性化を図る視点で、商工会に支援をして参る予算を計上してあるところでございます。土地改良事業では、大正12年に建設した辺渓導水路の改修に向けて、美深土地改良区へ補助、さらに、雨水や融雪水により浸食を受け農作業の支障となっている、恩根内東北地区の草地素掘側溝等の改良工事費を追加するものであります。このほか、街灯LED化工事、公共施設、公営住宅、公用車等の改修工事や修繕などの経費、幼児センターの通園添乗員賃金や広域入所委託料を追加するものであります。また、行政報告で申し上げた通り、平成28年度の決算剰余金の処分については、2分の1にあたる1億9,

150万円を公共施設整備基金に積み立てることとして、この補正予算に計上しているところであります。次に歳入でありますけれども、追加補正に係る財源につきましては、国庫補助金などの特定財源を充当するほか、チョウザメ飼育研究施設建設工事及び、商店街活性化補助金については、過疎債を借り入れまして、なお、不足する財源につきましては、繰越金を充てることとしておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。なお、歳入・歳出予算の補正と合わせて、地方債を2件、いずれも過疎債でありますけれども、追加及び変更いたしますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上によりまして、一般会計の補正額は、歳入・歳出それぞれ、5億6,121万9千円を追加して、補正後の予算総額は、歳入・歳出それぞれ、53億7,529万9千円となるものであります。次に、議案第27号 平成29年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。今回の補正につきましては、歳出では、浄水管理センターの低温恒温器が老朽化により故障したため、これを更新するための費用を増額し、財源として一般会計からの繰入金を充てるものであります。これによりまして、下水道事業特別会計の補正額は、歳入・歳出それぞれ、38万円を増額し、補正後の予算総額は、歳入・歳出それぞれ、3億1,438万円となるものであります。以上、一般会計、下水道事業特別会計補正予算の提案説明といたします。よろしくご審議いただき、原案ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 渡邊総務課長。

○総務課長（渡邊英行君） 別冊配布の一般会計補正予算（第2号）の方をご覧いただきたいと思います。議案第26号 平成29年度美深町一般会計補正予算（第2号）であります。平成29年度美深町一般会計補正予算 第2号は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（倉兼政彦君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本力君） 第27号をご覧ください。議案第27号 平成29年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第1号）平成29年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第26号から27号までの説明を終了致します。これより、暫時休憩をいたします。再開は3時45分といたします。

---

午後 15：21 休憩

午後 15：45 再開

---

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

---

◎日程第14 同意第1号

○議長（倉兼政彦君） 日程第14 同意1号 美深町農業委員会委員の任命について、乃至 日程第23 同意第10号 までの案件を一括議題と致します。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 同意第1号から同意第10号まで、農業委員会の任命について、一括して説明を申し上げます。現委員の任期満了に伴い、平成29年7月20日から新たに就任する農業委員の任命について、農業委員会等に関する法律、第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。本町の農業委員会の委員につきましては、定員は10人、任期は3年であります。農業委員の選任については、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、今回の改選期から議会の同意を得て、市町村長が任命する任命制に変更になったことから、議会の同意を必要とするものであります。今回、ご提案申し上げます10人について、順次ご提案を申し上げます。

同意第1号、神野充布氏は、昭和40年生まれで52歳。町内西里地区で酪農業を経営する傍ら、現農業委員としてご活躍をいただいており、この7月19日をもって2期目の任期満了を迎えようとしています。

次に、同意第2号でありますけれども、樋口國先氏は、昭和50年生まれで41歳であります。町内富岡地区において稲作経営の傍ら、現在、北海道農業士、北はるかもち米生産組合美深部会副部会長として、ご活躍されている方でございます。

同意第3号、長谷川和夫氏は、昭和49年生まれで42歳。町内吉野地区で水稻・畑作経営の傍ら、現在、北海道農業士や吉野営農集団農用地利用調整部事務局としてご活躍されている方であります。

同意第4号、菅野能弘氏は、昭和34年生まれで、57歳。町内斑渓地区で畑作・野菜経営の傍ら、現在、斑渓営農集団副集団長としてご活躍されている方であります。

同意第5号、外崎敬雄氏は、昭和23年生まれで69歳。町内清水地区で畜産経営の傍ら、平成4年から農業委員として、さらに平成17年からは会長職に就き、ご活躍をされています。また、本年3月1日から、北海道中央農業共済組合上川北支所の地区代表理事の要職に就いておられます。

同意第6号、杉田文枝氏は、昭和30年生まれで62歳。町内東地区で家族と共に酪農・畑作経営の傍ら、東自治会女性部長などを歴任し、ご活躍をされている方でございます。

同意第7号、山下博史氏は、昭和50年生まれで42歳。町内南地区において、水稻・畑作経営の傍ら、北はるか農協青年部役員などを担われ、平成28年4月、株式会社百商屋代表取締役に就き、ご活躍をされている方でございます。

同意第8号、藤本博氏は、昭和32年生まれで60歳。町内楠地区において酪農・畜産経営の傍ら、恩根内営農集団長、北はるか酪農振興協議会美深部会長、同会長などを歴任された方でございます。

同意第9号、荒谷和江氏は、昭和27年生まれで65歳。町内吉野地区で家族と共に、畑作・野菜農家を経営する傍ら、現農業委員としてご活躍をいただいており、この7月19日をもって3期目の任期満了を迎えようとしているわけであります。また、現在、結婚相談員である、幸せつかませ隊の縁結びプランナーとしても、ご活躍をいただいておる方でございます。以上の農業者9人につきましては、いずれも地域農業に明るく、農地事情に精通しており、最適任の方であると考えまして、委員として任命いたしたく同意を求めるものでございます。

次に、同意10号は、いわゆる中立委員としての任命でございます。農業委員会法の改正に伴い、農業委員の任命にあたっては、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者を1人以上任命しなくてはならないこととなつたことによるものであります。瓜田晃氏は、昭和29年生まれで63歳。町内南町29番地に在住をされておりまして、昭和47年4月から平成27年3月まで42年間にわたって、町職員として勤務された方でございます。その間、農業委員会事務局長や産業施設課産業グループ主幹を務め、農業行政に精通しており、中立委員として最適任の方であると考えまして、委員として任命いたしたく同意を求めるものでございます。以上、10人の方々でありますけれども、満場のご同意をくださいますようお願い申し上げ、一括しての提案説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたので、同意1号から第10号の10件について、一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） ありませんか。別段、質疑がなければ、終了致します。討論を省略し、これより同意第1号から同意第10号まで、それぞれ採決を行います。なお、採決は起立をもって行います。

まず、日程第14 同意第1号について、採決を行います。

本件、これに同意することに賛成の方は起立を願います。

（全員起立）

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。したがって同意第1号、美深町農業委員会委員の任命について、同意を求める件については、同意をすることに決定をいたしました。

次、日程第15 同意第2号について、採決を行います。

本件、これに同意することに賛成の方は起立を願います。

（全員起立）

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。したがって同意第2号、美深町農業委員会委員の任命について、同意を求める件については、同意をすることに決定をいたしました。

次、日程第16 同意第3号について、採決を行います。

本件、これに同意することに賛成の方は起立を願います。

（全員起立）

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。したがって同意第3号、美深町農業委員会委員の任命について、同意を求める件については、同意をすることに決定をいたしました。

次、日程第17 同意第4号について、採決を行います。

本件、これに同意することに賛成の方は起立を願います。

（全員起立）

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。したがって同意第4号、美深町農業委員会委員の任命について、同意を求める件については、同意をすることに決定をいたしました。

次、日程第18 同意第5号について、採決を行います。

本件、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。したがって同意第5号、美深町農業委員会委員の任命について、同意を求める件については、同意をすることに決定をいたしました。

次、日程第19 同意第6号について、採決を行います。

本件、これに同意することに賛成の諸君の起立を願います。

（全員起立）

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。したがって同意第6号、美深町農業委員会委員の任命について、同意を求める件は、同意をすることに決定をいたしました。

次、日程第20 同意第7号について、採決を行います。

本件、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。したがって同意第7号、美深町農業委員会委員の任命について、同意を求める件については、同意をすることに決定をいたしました。

次、日程第21 同意第8号について、採決を行います。

本件、これに同意することに賛成の諸君の起立を願います。

(全員起立)

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。したがって同意第8号、美深町農業委員会委員の任命について、同意を求める件については、同意をすることに決定をいたしました。

次、日程第22 同意第9号について、採決を行います。

本件、これに同意することに賛成の諸君の起立を願います。

(全員起立)

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。したがって同意第9号、美深町農業委員会委員の任命について、同意を求める件は、同意をすることに決定をいたしました。

次、日程第23 同意第10号について、採決を行います。

本件、これに同意することに賛成の方は起立を願います。

(全員起立)

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。したがって同意第10号、美深町農業委員会委員の任命について、同意を求める件は、同意をすることと決定をいたしました。

---

#### ◎日程第24 同意第11号及び日程第25号 同意第12号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第24 同意第11号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、及び、日程第25 同意第12号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意を求める件を一括議題とします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 同意第11号から同意第12号まで、固定資産評価審査委員会委員の選任について、一括して説明を申し上げます。

ご承知のように、本町の固定資産評価審査委員会の委員につきましては、総数3名でございます。任期は3年で、それぞれご活躍いただいておりまして、この委員の選任にあたりましては、地方税法、第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を必要とするものであります。

まず、同意第11号をご提案しております、遠藤伸浩氏は、固定資産評価審査委員会委員として、現在ご活躍をいただいており、この6月26日をもって1期目の任期満了を迎えようとするものであります。遠藤伸浩氏は、昭和35年生まれで56歳。本町において、菓子店を経営されているわけであります。遠藤氏は、お仕事の傍ら、社会的活動にも積極的に参画され、現在は、美深小学校評議委員、美深町青色申告会会长、名寄地区食品衛生

協会副会長、美深町消防団団本部分団長の他、固定資産評価審査委員会委員として、平成26年からご活躍をいただいている方でございます。

次に、同意第12号で提案しております、向井貢氏でありますけれども、向井氏は昭和37年生まれで54歳。昭和56年から西里において家業の畑作農業を営んでおります。平成24年から2年間、西紋営農集団長や美深町営農集団連絡協議会副会長を務められ、ご活躍をいただいております。固定資産評価審査委員会委員としては、平成26年からご活躍をいただいているところであります。お2人共、公正な審査決定に必要な知識を備えており、委員として最適任の方であると考えております。引き続き、委員として選任をいたしたく同意を求めるものであります。満場のご同意をいただきますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたので、これから同意第11号、並びに12号の2件について一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） ありませんか。別段、質疑がなければ、終了致します。

討論は省略し、これより、同意第11号 及び、同意第12号について、採決を行います。この2件についても、採決は起立をもって行います。

まず、日程第24 同意第11号について、採決を行います。

本件、これに同意することに同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。したがって、同意第11号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意を求める件は同意することと決定をいたしました。

次に、日程第25 同意第12号を採決いたします。

本件、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。したがって、同意第12号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意を求める件は同意することと決定をいたしました。

---

◎日程第26 諒問第1号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第26 諒問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 諒問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について提案説明を申し

上げます。平成26年7月から、人権擁護委員として、ご活躍をいただいている、宇野育子氏が9月30日をもって1期目の任期が満了するため、今般、旭川地方法務局長からその後の候補者の推薦依頼がありました。本町としては、宇野氏を再推薦いたたく、人権擁護委員法、第6条3項の規定により、議会の意見を賜るものであります。宇野氏の略歴を申し上げますが、宇野氏は平成22年3月までの26年間、本町の職員として教育行政に携わった後、株式会社宇野電工社の取締役に就任されております。現在は民生委員、児童委員、美深小学校学校評議委員、美深社会福祉協議会の理事を努めており、本町の福祉教育の推進にご尽力いただいている方であります。宇野氏は、人格、識見が高く、ひどく社会の事情に精通され、社会的人望も厚い方であります。人権擁護委員の適任者として、推薦をいたたく、議会の同意を賜るものであります。よろしくお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） これから、説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） ありませんか。別段、なければ質疑を終了致します。

お諮りをいたします。宇野育子氏を人権擁護委員の候補者として推薦するにあたり、本議会の意見は適任と決定し、答申することにしたいと思いますが、そのように決定することにご異議ございませんが。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。したがって、町長が宇野育子氏を人権擁護委員の候補者として推薦するにあたっての本議会での意見は適任と決定し、答申することと決定をいたしました。

---

#### ◎日程第27 報告第5号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第27 報告第5号を議題といたします。総務住民常任委員会並びに産業教育常任委員会から所管事務調査の報告です。この際、委員長から調査の経過並びに結果について、ご報告をいただきます。

9番 齊藤総務住民常任委員長。

○9番（齊藤和信君） それでは、只今より総務住民常任委員会の所管事務調査の報告をいたします。本委員会は、下記の事項について、閉会中の所管事務調査を行ったので、会期則、第77条の規定により、報告をいたします。調査項目といたしましては、新総合事業における、地域包括支援並びに任意事業の現状と課題について、調査をしたものであります。調査の内容では、地域包括支援センターの運営体制、各事業の内訳等、関係機関と

の連携について、ということで5月10日に聞き取り調査を行いました。目的といたしましては、本年4月より介護保険法の一部改正による新しい総合事業がスタートする事に伴い、今後さらに高齢化社会に対応するための施策がどの様に見直されたのか調査するものであります。次のページにありますけれども、調査のまとめを朗読して報告とさせていただきたいと思います。①介護予防・生活支援サービス事業では、既存のサービス事業を移行させ、サービスの提供を開示したが、今後の訪問型・通所型・生活支援など新たなサービスについて、地域や団体等からのニーズや意見をともに協議会で検討し、整備を行う必要がある。②として、一般介護予防事業は、介護予防把握事業・介護予防普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業・地域リハビリテーション活動支援事業から構成されており、介護予防把握事業では、地域の支援が必要な方を把握し、適切なサービスに結びつけ、要介護状態を防いでいく事が重要であり、地域介護予防活動支援事業では、社協と連携した介護予防サポーターの継続支援、生活支援等様々なボランティアの育成や元気な高齢者が支援の必要な高齢者を支える仕組みを作り上げていく必要があると。③在宅医療・介護連携の推進は、平成30年4月からの開始に向けて準備。町内医療機関との、介護と医療の連携ツールの活用を考えている。広域では上川北部圏域在宅医療推進協議会で医療との連携を協議していく中で、今後の体制について、更なる推進が求められる。④生活支援サービスの体制整備については、地域ケア会議で個別事例から導き出された地域課題を整理し、協議体と連携して、必要なサービスを進めていくような整備の必要性が高い。最後に⑤といたしまして、認知症施設にあっては、本町において介護保険認定を受け、認知症のある方は286名おり、認定を受けていない認知症の方も含めますと300名を超える状況。平成30年4月までに認知症初期集中支援チームの設置、認知症地域支援員の設置が必要なため、研修や医療機関との調整を進めることが必要であると調査をまとめたことあります。以上、報告をさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 只今の委員長報告に質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。

次、小口産業教育常任委員長。

○1番（小口英治君） 所管事務調査報告、産業教育常任委員会。本委員会は、下記の事項について閉会中に所管事務調査を行ったので、会議規則第77条の規定により報告する。  
記　調査事項、文化財と郷土資料についての現状と課題。調査内容、①郷土資料の保存状況（台帳）について、②文化財保護委員会の活動について、③文化財等の活用に係わる人材育成について。調査方法、現地、取り調査。調査日、平成29年5月9日。調査の目的、

美深町文化財や郷土資料がどのように保管・管理され、活用されているか、現地調査（伝承遊学館・COM100郷土資料室）及び、保管台帳の提出を受け、聞き取り調査するもの。次のページをお開きください。調査のまとめ、朗読に代えさせていただきます。①台帳は平成23年に整備され、伝承遊学館に928点、COM100郷土資料室に444点が展示保管されている。他に収蔵庫には、台帳未整備のものが保管されており、台帳整備と併せ、保管に工夫が必要である。また、郷土資料室の中には美術品や装飾品として財産的価値が高いと思われるものもあり、教育委員会と総務課でそれぞれ台帳に整理されているものの、目的の違いから情報が共有されていない。今後、情報共有と保管のあり方にも一考を要する。伝承遊学館の展示にはセキュリティーや防火対策で不十分な面も見受けられ、利用促進を図りながら、具体的な対策が求められる。②文化財専門委員会の活動は、文化財指定の諮問答申に留まる状況である。具体的な保護の調査等は行っておらず、会のあり方、活動が今後の課題である。9名の構成員も、条例で社会教育委員が兼任することとなっており、専門的知見の観点から課題が残る。③学校教育では、郷土資料室や伝承遊学館を利用する機会は少ない現状である。裁量は学校側にあり、利用にも引率教員が説明をしている状況で、歴史的背景や収集経緯などを説明できる状況になっていない。また、職員が展示や企画を立てるにも、専門的知識の不足や他の業務との兼ね合いなどで苦慮している状況があり、改めて専門スタッフの必要性が感じられた結果となった。一般町民のボランティア等の人材育成など積極的な取り組みが求められるとともに、COM100が開館20周年を迎えることもあり、より良い展示・企画が行えるよう職員が研修・学習を受ける機会を確保し、各種大学との協力が図れる環境を考慮しつつ、行政・町民・大学が連携した取り組みが望まれる。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 只今の委員長報告について、質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。これで、報告を終了致します。以上で本日の日程を終了しましたので、会議を閉じ、本日はこれにて散会と致します。大変、ご苦労様でした。

平成29年第2回定例会  
美深町議会会議録

第2号（平成29年6月16日）

---

◎議事日程（第2号）

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 議案第23号 美深町個人情報保護条例の一部改正について
- 第 3 議案第25号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 4 議案第28号 工事請負契約の締結について
- 第 5 議案第29号 工事請負契約の締結について
- 第 6 議案第26号 平成29年度美深町一般会計補正予算（第2号）
- 第 7 議案第27号 平成29年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 意見書案第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書案の提出について
- 第 9 意見書案第2号 平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書案の提出について
- 第10 意見書案第3号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しに関する意見書案の提出について
- 第11 意見書案第4号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書案の提出について
- 第12 議員派遣の件
- 第13 承認第2号 閉会中の所管事務調査の申し出

◎出席議員（11名）

- |           |          |
|-----------|----------|
| 1番 小口英治君  | 2番 長岐和彦君 |
| 3番 和田健君   | 4番 中野勇治君 |
| 5番 荒川賢一君  | 6番 藤原芳幸君 |
| 7番 岩崎泰好君  | 8番 諸岡勇君  |
| 9番 齊藤和信君  | 10番 南和博君 |
| 11番 倉兼政彦君 |          |

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町長	山口信夫君	副町長	今泉和司君
総務課長	渡辺英行君	住民生活課長	川端秀司君
保健福祉課長	望月清貴君	農務課長	草野孝治君
建設水道課長	杉本力君	会計管理者	政岡英司君
総務グループ主幹	小林一仙君	企画グループ主幹	中江勝規君
生活環境グループ主幹	後藤裕幸君	税務グループ主幹	山崎義典君
保健福祉グループ主幹	小野勇二君	農業グループ主幹	桜木健一君
建設林務グループ主幹	中林秀文君	水道住宅グループ主幹	南坂陽子君

◎教育委員会

教育長	石田政充君	教育次長	玉置一広君
教育グループ主幹	大堀裕康君	幼児センター長	藤原裕子君

◎農業委員会

事務局長 草野孝治君

◎監査委員事務局

代表監査委員	水本守君	事務局長	羽野保則君
--------	------	------	-------

◎議会事務局

事務局長	羽野保則君	事務局係長	神野勝彦君
------	-------	-------	-------

開会 午前10時00分

---

◎開会宣言

○議長（倉兼政彦君）只今の出席議員は11人全員です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

---

◎日程第1 諸般の報告

○議長（倉兼政彦君）日程第1 諸般の報告を事務局長から行わせます。

羽野局長。

○事務局長（羽野保則君）諸般の報告を致します。

追加議案について申し上げます。町側からの追加議案についてはございません。議会側から意見書案4件ですが、日程第11 意見書案第4号 国の責任による35人以下学級による前進を求める意見書案については、提出者からの撤回の提出により議長により撤回を認めましたので報告致します。それによりまして意見書案は3件となります。

議員派遣1件、承認1件が提出されており、本日の会議に付議されております。以上で諸般の報告を終わります。

---

◎日程第2 議案第23号

○議長（倉兼政彦君）次、日程第2 議案第23号 美深町個人情報保護条例の一部改正についてを議題と致します。

これから質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君）特に質疑がなければ、質疑なしとして終了致します。

討論を行いますが、討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君）討論なしと認めます。

それでは、議案第23号について採決を行います。議案第23号について原案の通り賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君）全員賛成です。従って議案第23号 美深町個人情報保護条例の一部改正については原案の通り可決されました。

---

◎日程第3 議案第25号

○議長（倉兼政彦君）次、日程第3 議案第25号 美深町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題と致します。質疑を行います。

9番、齊藤君。

○9番（齊藤和信君）今回、国の方の条例が変更になりまして、軽減措置の所得額が変更になったということで、7割軽減は良いのですけれども、5割、2割軽減に判定する国保に関する世帯数がどのように変更になったのか教えて頂ければありがたいと思います。

○議長（倉兼政彦君）山崎税務グループ主幹。

○税務グループ主幹（山崎義典君）お答えします。軽減判定の見直しによりまして合計の数字で申し上げたいと思いますが、当然所得額が増えることによって軽減判定の方、または額が増えるということになります。世帯数としては、6世帯、10人軽減判定の金額が19万1千400円、これは今年の4月1日現在の比較で数字を算定したという状況になっています。以上です。

○議長（倉兼政彦君）9番 齊藤君。

○9番（齊藤和信君）その6世帯というのは2割軽減の方なのか、5割軽減か、これは合わせて6世帯ということの19人という説明でいいのか、その内訳はわかるのでしょうか。再度。

○議長（倉兼政彦君）山崎税務グループ主幹。

○税務グループ主幹（山崎義典君）内訳と致しましては、2割軽減が1世帯、5割軽減が5世帯という内訳になっています。人数が2割軽減が1人、5割軽減が9人、合計10人という内訳になっております。

○議長（倉兼政彦君）ほかに、7番、岩崎君。

○7番（岩崎泰好君）今回の美深町税条例の改正に伴いまして、歳入歳出それぞれどのような増減や影響等が考えられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君）山崎税務グループ主幹。

○税務グループ主幹（山崎義典君）只今のご質問なのですが、当然軽減が増えるということは税収が減少することになってございます。ただ、大きいのは毎年の異動関係で例えば社会保険に加入する方や逆に戻られる方で非常に大きな増減の理由になっておられるのですが、ただ単純に軽減判定の減額による部分につきましては、国とかの補助によって会計が補填されるという状況になってございます。

○議長（倉兼政彦君）よろしいですか。ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君）別段質疑がなければ、これで終わります。

討論を行いますが、討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君）討論なしと認めます。

これから議案第25号について採決を行います。原案の通り決定することに賛成の方は举手願います。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君）全員賛成です。

従って、議案第25号 美深町国民健康保険税条例の一部改正については原案の通り可決されました。

---

#### ◎日程第4 議案第28号

○議長（倉兼政彦君）次、日程第4 議案第28号 工事請負契約の締結についてを議題と致します。質疑を行います。ありませんか。

9番 齊藤君。

○9番（齊藤和信君）こういう事が良いかどうかわかりませんが、予算説明の中でこの28号物件は5社の入札業者があって、落札価格が8,050万円とうことで落札率97%と説明があったわけですけども、残り4社の業者名と落札額について教えて頂けないかと思います。

小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君）ちょっと資料が手元になかったものですから、もって来てからお答えしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（倉兼政彦君）後ほどでよろしいですか。

9番 齊藤君。

○9番（齊藤和信君）はい。

○議長（倉兼政彦君）ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君）それでは暫時休憩とします。説明資料を持ってきてください。

---

休憩 午前10時19分

再開 午前10時23分

---

○議長（倉兼政彦君）それでは会議を再開します。

小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君）大変申し訳ありませんでした。お尋ねのチョウザメ研究施設建設工事でありますけれども、5社ありますが、残りの4社を申し上げますが、1つは田中工業8,100万円これは税抜きでございます。それから中川阿部建設8,200万円、それから五十嵐組8,173万円、それから谷組8,150万円、いずれも税抜きでございます。以上です。

○議長（倉兼政彦君）齊藤君、よろしいですか。

9番 齊藤君。

○9番（齊藤和信君）はい。

○議長（倉兼政彦君）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君）別段質疑がなければ、終わります。

これから討論を行いますが、討論ござりますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君）討論なしと認めます。

それではこれから議案第28号について採決を行います。原案の通り決定することに賛成の方の挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君）全員賛成です。従って、議案第28号 工事請負契約の締結については原案の通り可決されました。

---

#### ◎日程第5 議案第29号

○議長（倉兼政彦君）次、日程第5 議案第29号 工事請負契約の締結についてを議題と致します。質疑を行います。

6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君）COM100の音響設備に関してなのですが、当然現状と同等のものを求めるものとしての発注だと思うのですが、その段階で数とかを同じく出来るのは目に見えて解るのですが、性能的な部分でこういうものをクリアしてもらいたいとかの要望とか条件などがあったのかどうか。出来上がり的には時代とかの流れがありますので現状以上のものが設置されると考えるわけですけども、その点に関して何か条件等をつけられ

たのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君）大堀教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（大堀裕康君）工事の関係のご質問ですが、当然性能はあがりますし、特段条件を付してとかではなく、あくまでも機器の更新ということで進めております。

○議長（倉兼政彦君） 6番 藤原君。

○ 6番（藤原芳幸君）今までと同様美深町の音響の良いホールとして今後とも皆さんに十分周知が出来るものに出来上がっていくと承知してよろしいでしょうか。

○議長（倉兼政彦君）藤原君に申し上げますが、今の議題は業者締結の話でございますので、内容については控えて頂きたいと思います。答弁はありませんということで了承して下さい。

9番 齊藤君。

○ 9番（齊藤和信君）1、2点だけお聞かせ下さい。

4社指名の中で1社応札不能というか対応しなかった業者があるのですけども、そのような応札しなかった業者に関しては、今後町の方としてはどのように考えているかが1点と、次に入札業者の工期中にCOM100の催し物などがあり使用する時期にあると思うのですが、その時の対応は相手方とどのようにされているのかその2点についてお聞かせ下さい。

○議長（倉兼政彦君）小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君）まず入札自体の関係でございますけども、年間を通して入札を行っていますけども、やはり年に何件かはこういった事態ということがございます。今回は非常に特殊な工事ということで、道内にも業者が少ないと中での事態ということになってしまったのですが、その他の業務でもそういったことも出てきますけども、次に同様のものを発注する場合には指名の段階で内容が類似していたらその辺は若干考慮する場合がありますけども、公使的に業者が限られる場合にはもう一度入る場合もありますしその辺はもう一度内容によってかと思います。

○議長（倉兼政彦君）大堀教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（大堀裕康君）ご質問のありました文化ホールの音響の工事なのでイベント等に支障のないようにということありますけども、これから自主事業ですとか文化祭ですとか大きな事業が年間スケジュールの中に入っていますので、その辺に支障のないように工事業者と打ち合わせしながら行っていますし、現段階でもその辺の調整をしながら進めているところでございます。

○議長（倉兼政彦君）ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君）なければ、質疑を終了致します。

これから討論を行いますが、討論ござりますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君）討論なしと認めます。

これから議案第29号について採決を行います。

原案の通り決定することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君）全員賛成です。

従って、議案第29号 工事請負契約の締結については原案の通り可決されました。

---

#### ◎日程第6 議案第26号

○議長（倉兼政彦君）次、日程第6 議案第26号 平成29年度美深町一般会計補正予算（第2号）を議題と致します。質疑を行います。

10番 南君。

○10番（南和博君）2点程、まず、9ページの農業費、土地改良事業費の関係ですけれども、東北地区の用排水路整備工事請負費、この工事、縷々、説明を受けていますけれども、この工事による自営貴社が何軒ほどあるか。それから、もう1点、11ページのチョウザメ事業推進費の関係ですけれども、やはりこの金額が大きいから言うわけではありませんが、町づくりの将来を非常に左右する事業というように考えておりますけれども、今回、このチョウザメ飼育施設、3億円ということで、町長としても後に引けない、本気でやっていかなければならない事業になったという認識を持っております。そういう意味で、このチョウザメの事業ですね、いつまでもこの一般会計の中で処理することは、僕は良いかどうかというように疑問を持っております。いわゆる、その計数評価とか費用対効果とか事業評価、それから適正な運営の透明化を考える上では、特別会計という形で、チョウザメの部分は誰が見てもわかりやすいような会計処理をする、そういう事業展開をすることによって本物の事業に成就していくのではないかなと思うのですが、その辺の考え方を伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君）杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本力君）前段の排水路の工事における受益者の数ですが、個人受益者が3名、それと1番上流部には排水区域に牧場がありますので、それを入れると4団体ということになります。

○議長（倉兼政彦君） 渡邊総務課長。

○総務課長（渡邊英行君） ご意見のありました、いわゆるチョウザメ事業の会計の部分ですね、運営も含めて今後、その方法論として検討していかなければならないと言われ、これは理事者側からも、充分そういったことを検討しながら進めなければならないなど、1つの課題だというように認識しております。当然、事業の正否、こういったものも、きちんと図っていかなければならないですし、もう少し時間をいただいて、そういった区分にするのかどうか、こういったことを検討させていただきたいなというように考えております。

○議長（倉兼政彦君） 10番 南君。

○10番（南和博君） まずは、用排水路の関係ですけれども、今、説明があったように、特に恩根内放牧場の関係もあって、優先順位的に進めたのだろうなと思いますが、いつも言っていますように、町内に他にも受益者がたくさん恩恵を受けるような受益者が多いような案件の排水整備もあると思うので、そこら辺を今後どのように、考えているのか。現状で今年度、また次年度に向けて、何カ所そのような案件を抱えているかという点を、まず伺いたいと思います。それから、チョウザメの関係につきましては、意地悪で言うわけではないのですが、色々な課をまたいで、チョウザメ事業に関わる予算が、今後、補正予算的に出てくるのではないかと思います。それが、良いとか悪いとか言うわけではなくて、やはり冒頭、1回目の質問に言うように、その透明性といいますか、チョウザメの事業はこういう事にしてくのだという、透明性のある予算付けというのを、我々にもわかりやすくしてもらう意味でも、別の会計でしっかり処理していく方法が良いのではないかというように思うので、今、総務課長から将来的にという話もありましたが、なるべく早い時期にそういう形をとっていただくと、一般会計の補正予算でおおかたの部分は賛成だけど、これはちょっとね、というところも、出るような気もしますし、お互い襟を正してといいますか、しっかりと取り組みをしていくという意味でも、別な区分で提示されることが、僕はベストではないかと思いますので、再度その辺答弁いただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本力君） 排水路の関係ですけれども、箇所数というのは、箇所数というか、素掘り、要するに土水路的なものについては、公共的なものについては、全てと考えております。ただし、あくまでも我々がやれるのは公共的なものでございます。民地化を通じて、民地の方しか使用していない部分については、なかなか手出しはできないのかなと。そういう優先順位の中で、他の道路回路と一緒にやったほうが良いものだと、災害的なものだとというものは、当然、優先順位が後段であっても、事業関連で上がってく

るという部分もありますけれども、そういう中で整備を推進している状況でございます。それですので、毎年、一昨年は斑渓の高台だとか、昨年は吉野、富岡等も土地改良事業としてやっていますので、順次、そういうところについては、ちょっと早急な話とはならないですが、優先順位をつける中で事業を推進しているということでございます。

○議長（倉兼政彦君） 渡邊総務課長。

○総務課長（渡邊英行君） 他の会計、他の課とまたがってというようなことで、これまでの事業も決して隠しているつもりはございませんので、ご理解を頂きたいと思いますし、ご指摘のありました通り、明確化というようなこと、それから今、事業、いよいよ進めるという段階でございますので、当面、一般会計でやっていきますと。将来的には、これが事業化になれば、きちんと公益法人といいますか、そういったものに移していきたいというような方針だけは持っていました。今、ここにきて、町の事業で進めるにあたり、この会計ではなくて、もう1つ、きちんともってやったらどうかということでございますので、その辺、今、明確にこの時期に、こういったことをしますということをまだ決めておりませんが、ご指摘を頂いた分、充分検討しながら、早い段階でこういった明確にできるよう進めたいというようなことで考えております。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 8ページ、9ページの、これは4款の衛生費、目で言うと、塵芥処理費の修繕料、節11の修繕料のことでお聞きしたいのですが、これは他の課にも、今回は載っては来ていない部分もありますけれども、以前には給食の配送車がシャッターが開いているつもりでシャッターを破損したようなこともあります。今回も内訳を聞きますと、処理車のバックドアというか、搬入の、そこを開けたままの状態で搬入したと。そして照明やらを破損したということで、補正が出ているのですが、今まで過去にそういうのが数件あって、指摘はしていたと思うのですが、まずは指摘の後、どのように対処したかをお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 渡邊総務課長。

○総務課長（渡邊英行君） 車に関する、全体のことかなということでございます。事業者等々に委託をしながら、車を貸し出しながら、こういった作業を委託事業としてお願いをしているところでございます。確かに、車両等の事故、これまでも専決処分させていただく部分、それから、議会に間に合う部分については、このように議会に提出をさせていただいて、補正をさせていただいているという現状でございます。基本的には委託契約の中でこういった事故に関わります普通のミス、こういったものによって車両の破損、建物の破損については、町のかけている保険、これを活用して町側がこれを補修する決まりに

なっています。当然、だからと言って、事業者が注意をしないでやって良いかと、決してそういうことではなくて、こういった事故があった際には必ず、それを解決するような方策をきちんと事業者に求めて、その対策をとっているという現状でございます。非常に事故がないこと、これは当然お願いをしなければならないのですが、どうしても発生してしまうという現実もあるかと思っております。車両総台数で、やはり70台以上ありますと、やはり、そういったことが起きてしまうという現実は認識をしております。これをなくすように、当然、職員に向け、さらには事業者に向けて、作業上の注意、それから交通安全上の注意、こういったものを促していきたいと考えています。

○議長（倉兼政彦君）1番 小口君。

○1番（小口英治君） 促していきたいのはわかるのですが、私は結果を判断して、結果が同じようなことを繰り返しているから、あえて言いたいのですが、言わざるを得ないのですが、同じページの、これは移住された方が菊丘の方に案内した時に、縁石に擦ったというような説明がありました。こういうのでしたら、ある程度やむを得ないと思いますが、ただ、ドアを開けっ放しでバックするだとかいうのは、これは完全に人為ミスだと私は思いますよ、どう考へても。それが何も指定管理全部、何もなしで、始末書かなにか、改善命令かなにか、そのような類のものでもとて、それに向けてやっているならいいですよ。今の答弁では注意はするけど、70台あるから事故が起きるのは当然だとは言っていないですけれども、やむを得ないのだというように、私は受けます。これは公金ですからね、金額うんぬんよりも。そこら辺は徹底して指定管理の場合も、事故は指定管理でも何%だとか、はっきりしないと、ただ事故を起こしたって費用のことは町に丸投げじゃないですか。私はそれを思うのですよ。過去には本当に数件あって、そのたびに私は指摘しているつもりですけれども、本当にこういうのがどんどん出てくると、苛立ってきますよ、本当に。再度、これからどうするか、もう少しはっきりこのようないいような答弁をちょっとお願ひします。

○議長（倉兼政彦君）渡邊総務課長。

○総務課長（渡邊英行君） 今回、特に個別の案件についてお答えしたのではなくて、全体的にそういう取り組みで進めさせて頂いているという回答でございます。今回の状況については、担当課の方から話があるかもしれません、いわゆる荷台のパッカーの部分を上げたまま動かしてしまったと。こういったものについては、事業者が当然、補助員がいますので、今後については、こういったものの指示を確認しながら作業するという体制をとらせていただいている部分でございます。特に今回の部分で言えば、更に事業の補正の中で説明をさせていただきました車両の部分については、これは車両保険を全部適用させ

ていただきて、保険で適用すると。それから建物の部分については、加入率50%。半分しか入っておりませんので、鉄骨なものですから、火災、こういったものを想定しておりますと、加入率半分しか入っておりません。そうしますと、いわゆる共済の部分が半分しか降りてこないとう実態がございます。ただし、費用は全額、当然かかるわけでございまして、その分については今回、事業者からの申し出によって、残りの分、事業者が負担していただくというような処置も取らせて頂きながら、さらに今後の作業の徹底、こういったものを図ってもらっているという現状でございます。先程、少し答弁が足りなくて、全体的な町の車両の委託の状況、更には職員の状況、こういったものを述べさせて頂いたもので、答弁が少し足りなかったことをお詫び申し上げて、ご理解を頂きたいというように思っております。

○議長（倉兼政彦君）他に。7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君）8・9ページ。6款、農林産業費の中に林業振興費について伺います。19節の負担金及び交付金の中に、北海道森林・山村多面的機能発揮対策市町村負担金ということで、34万2千円予算計上しておりますが、これについて具体的な内容、そして対象とする美深美林の会の構成、あるいは、対象とする山林、あるいは、ここが行う事業費の総体がどの程度あるのか、その辺について、伺いたいと思います。それと、もう1点、次の11ページの10款、教育費の中の幼児センター管理費の中の委託料です。119万9千円。広域入所委託料ということでございますが、これについては国あるいは、道からのそれぞれ国庫、道費の負担金が頂くような形の中で、実施する中身ですが、結構な持ち出しもあることから、これについての対象の人員数、どの程度の人員数について、この委託料を払われているのか。そして、その内容について、個人情報等もありますけれども、許される範囲でどのような事情で、こういう形になったのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君）中林建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（中林秀文君）1点目の北海道森林・山村多面的機能発揮対策市町村負担金の件につきまして、私の方からご答弁を申し上げたいと思います。まず、事業の目的でございますけれども、町内にある森林において、地域住民ですとか、森林所有者の方などが協力して実施する、里山の保全。それから森林の景観整備、森林資源の利活用等の取り組みに対して支援を行っていくものでございまして、対象となる美深の美林の会につきましては、構成員といたしましては、11名の構成となってございまして、自主財源としましては、各年会費、それから事業の中で行う薪の売り払い等の自主財源を持った中の事業となってございます。事業内容といたしましては、雑草牧の刈り払いですか、

間伐材の保全管理、後、白樺樹皮・樹液の採取ですとか、薪の原木の伐採等の資源活用。それから、きのこの栽培ですとか、環境教育、安全研修等を行っていくものでございます。事業費といたしましては、総体で273万4千円を予定しているものでございまして、このうち国の補助が75%ございます。205万500円。後、町と道がそれぞれ12.5%を負担していくといったものでございます。

○議長（倉兼政彦君） 藤原幼児センター長。

○幼児センター長（藤原裕子君） 広域入所の件についてのご質問ですが、対象児は5歳児男児1名です。状況としまして、3月の下旬に保護者が美深町に転入したということで、その際、5歳児のお子様を祖父母に預けて、保護者と、高校生になるお子様が1名いるのですが、その方と一緒に美深町に入っております。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） まず1点目の林業振興費の関係ですが、まず、その内容はよく理解できました。事業費の総体の中では、全額、国と道と町の補助によって事業が実施させるという抑えでよろしいのか。このいわゆる、美深美林の会の方々の、それに事業費等は一切入っていないのかどうなのか、その辺のところはどのようになっていますか。

○議長（倉兼政彦君） 中林建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（中林秀文君） 申し訳ありません。先程の事業箇所ということで答弁、漏れていきましたので、先にご答弁させていただきたいと思います。仁宇布地区にあります、トロッコの周辺の山林、及びファームイントントと周辺の山林の整備に対する負担金ということでございます。申し訳ございません。それから、事業費の関係でございますけれども、先程申し上げました、メニューごとに、国の方で補助単価を設定してございまして、活動ごとに設定されている単価の合計ということで273万4,000円が全額補助という形になってございます。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 次、5番 荒川君。

○5番（荒川賢一君） 9ページ。商店街活性化事業補助金について、お伺いをいたします。子育て世帯への支援額含めた金額というように聞いておりますが、内訳をお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） 只今、ご質問の子育て世帯を含めた事業費の内訳ということで、プレミアム商品券のまず事業の部分についてですが、こちらが1,500万円と。それから事務費が若干50万円ほど入っていますけど、それと子育て分が280万円ということで、合計1,830万円という予算となっております。以上です。

○議長（倉兼政彦君）2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君）今の商店街活性化事業補助金に関することで、私からの質問ですが、今、説明がありました、プレミアム商品券の1,500万円と280万円というのが、商工会からの要望にあった別紙実施計画書に基づく金額、満額を予算化したと考えてよろしいですか。

○議長（倉兼政彦君）中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君）子育て分については280万円という部分ですが、この部分については町の独自政策という部分で上乗せをしている事業費となってございます。以上です。

○議長（倉兼政彦君）2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君）その要望書の中で、非常に、このプレミアム商品券の効果が高いことが示されています。それで、再度の実施を要望するということで、補正になっているわけですが、この中で1つ、商工会としては具体的に数字で、その効果を示すことは難しいと記載がせれております。例えば、これらの商品券がどのような業種の商店、事業所等で使われたのかという統計は、多分取れるのではないかと思われるんですね。それで、その例えは、商工会でグラフにした時に、高い使用率があるような所について、町民がより利用しやすい商品券のシステムとして、どういうことが考えられるのかということは、行政としても考えられることだろうと思うわけですね。それで、まず行政として、商品券の使用に関する統計を取っているのかどうか、まず先にそこを伺います。

○議長（倉兼政彦君）中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君）正直、使用に関する統計という部分については、行政独自では特に統計は取ってございません。商工会の方で一定程度、資料を整理していますので、そういった部分で把握しているところでございます。以上です。

○議長（倉兼政彦君）2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君）最後の質問なので整理しますが、やはり、このプレミアム商品券が、どのようなところで使われているかということを掌握する必要があるだろうと思うのですね。それは商工会とは非、協力しながら統計を取って、過去に取り組んだ部分も含めながらその効果を是非、調べた上で今後どのようなプレミアム商品券の発行が良いのか、何か応用をつけるようなシステムについても考える必要があるのかどうか、その辺を検討すべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（倉兼政彦君）中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君）どのような場所で使われているかという部分について、

先程の答弁の中でも、商工会の整理をしていて、その資料については行政としても把握をしてございますし、いただいているので、そういった部分で今後の部分については、一定程度、毎年、毎年、同じような形ではなくて、このプレミアム商品券をすることによって更なる事業効果を高める上で、例えば、商店街独自の取り組みはこれに合わせた取り組みだとか、そういったものも今後、検討できる部分はあるかなと思ってございますし、商工会にもその旨、何かこれに合わせた事業展開も考えていただきたいというような話もしてございますので、それについては今後に向けて、改めてまた、協議を進めて行きたいと考えてございます。以上です。

○議長（倉兼政彦君）9番 齊藤君。

○9番（齊藤和信君）7ページの歳入のいわゆる地方創生拠点整備交付金ということで、1億100万円の国庫補助金が入った中で、このいわゆる拠点交付金の事業決定というか、趣旨として2分の1の補助率というような形になっていながら、1億100万円という中で、これは、説明ではチョウザメ飼育施設というよう形の中で説明を受けたなかで、歳出の方では、3億円というような形の歳出があがっている中で、補助対象になっているのがその事業の3億円の中から削られたものなのか、当初から2分の1の補助率にしかならないものをこの地域再生事業交付金の方に申請したのか。その辺、ご説明お願いします。

○議長（倉兼政彦君）中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君）お尋ねの地方創生の整備交付金の内訳の部分ですが、これについては基本的には2分の1という補助率の中で、実は対象となる部分というのが、ある程度、限定をされてございまして、あくまで、建物のかかる部分だけ対象と。それに附随する水槽設備だとか、そういった部分については、対象にならないということから、当初から、対象になる部分の事業費として、2億200万円という中で申請をして、その分の2分の1、1億100万円が交付決定されたということでございます。

○議長（倉兼政彦君）3番 和田君。

○3番（和田健君）私の方からも、先程から出ております、商店街活性化事業補助金のプレミアム商品券、こちらの方ですね、商工会から要望が上がってというのがあるので、全く反対するものではございませんし、どんどん進めていただきたいと思っているところですが、多分、町内の方で一次販売、二次販売と二次まで販売がされているかと思うのですが、こちらの方、実績というか実数として二次販売まで行った結果、それでもまだ足りないとか、二次販売まで行って若干余ってしまっているとか、そういう状況を抑えているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君）中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） 28年度の実績ということでよろしいでしょうか。その部分については、1回目、2回目、2回に分けてまず販売をして、2回目の販売の中で二次というところで販売をしていますが、販売については、基本的には全部販売をされていて、若干その換金の部分で一部忘れた方もいらっしゃるのか、期限があるものですからそういういった部分で若干落ちる部分はございますけれども、販売はすべて販売されております。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 3番 和田君。

○3番（和田健君） ありがとうございます。そして、今回は子育て支援の方で、世帯の子供さんの人数に応じてということで、増額を町の方で行うということですが、子育て支援というように謳っているところにちょっとよれば、やはり町内の既存の商店街の状況を考えると、子供さんに何か用品を買うだとか、そういったことに関して言えば、やはり今の保護者の方からの話を聞く中で、どうしても名寄の方に行って買っててしまうだとか、そういうことになっている状況は、あまり変わっていないのではないかと、私の中では思っているところなのですけれども、これで子育て支援というのであれば、食料品に使って子供が食べる分、そういった面に当ててもらえるのであれば良いのかもしれません、変な話お父さんの晩酌代に使ってしまうとか、そういったことでも良いという考え方なのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） ご指摘、ご質問の部分については、懸念される部分もあるのかなというように思いますけれども、やはりその子育て世代、いわゆる若い世代については、子供に関する部分で、どうしても町外にでる部分は仕方ないのかなというようになります。そういった意味でどうしても、消費が町外に流出してしまう、全体的に流出してしまうという傾向があるのかなということもありまして、町としても商工支援と合わせた子育て支援という部分で、こういったプレミアム商品券のお話をして、町内消費をもうちょっと若い世代にもらうという意味で今回もお話をし、対策をとっているところでございます。基本的には子育て分については、お子さんのものに使って頂くということを基本しておりますけれども、なるべく若い世代が町内で消費をして頂くというシステムの中で進めているところでもございます。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 他にございませんか。

8番 諸岡君。

○8番（諸岡勇君） 岩崎議員からも質問があったのですが、林業振興の関係ですね。北海道森林・山村多目的対策発揮対策市町村負担金という冒頭の項目であります。これは、私

どもの知る中では、農村型のものが山、山林に対応する多目的対策と、機能発揮対策というようなことですが、まず、今年から初めて、市町村の負担金というのが出てきたんですね。それまでは、国から出て、道が支払うという形をとられて、これも研修、自分たちが政務活動で行ってきて解ったのですが、北海道では道南の方、道東も入っていますが、道北には全くお金を使っていないという現状を見たのですね。で。今、現状の中では、浜頓別か中頓別、それから利尻の方でもやっていますが、本当に数少ない、100件に近い中で取り組んでいる市町村が少ないとということですね。美深では特に86%も森林を抱える中で、こういったことがなされていなかったということで、まず、これらがあった中で、今、町村が負担金を出すような状況になった時に、今、手をつけていない原野の対策とか、それから計画が森林組合を通じて、それぞれに組まれているのですが、こういったものの状況とか、更に最近は、路網などを作った時には、公益で大型機械を貸し付けるというような状況も出てきています。ここには、私林も少ないわけでありますけれども、やっぱり私林を持っている人等を集めて、それなりの調査活動をやっぱりやるべきではないかと思ったのですが、この取り組みに当たってどの程度、この町が調べて、こういった取り組みを進めて行こうとしているのか、これについてお聞きをしておきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君）杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本力君）これは議員がおっしゃった通り、昨年までは国から道、そして直接、実施団体という補助でございましたけれども、今回については、一定程度の団体が北海道の中にありますて、そちらの方に負担金を払って、北海道、国、美深町の分を合わせて団体に普及することと、これについては、やはりおっしゃる通り、道北の方では取り組み団体が少なかったということで、新制度に変わる段階で、道の林務課で各市町村にもあたって、こういう団体について増やして行きたいと普及活動をしております。そういう中で、あくまでも、これは民間の構成団体が申請するものですから、美深町においては、2団体が、旧制度を利用していたので、そちらの方に集中してやっております。ただ、経営計画をやっている森林については、当然、ここは重複出来ませんので、原野とかそういう部分の話になると、それは1つ、森林としてどうなのかという部分もございますので、それらを含めて再度、我々も研究しなければならないのかなと思うのですけれども、いずれにしろ、これは民間の山林、山を愛する団体というか、が、里山を良くしていこうという状況ですので、それらが、リーフレット等が北海道の方から出された段階では、広報などで周知していくと良いのかなと思いますけれども、ただ、いかんせん、我々がやって下さいという部分ではありません。民間団体が出てきてやるということで、そういう中で団体が機械をやって、路網をやりたいという経営計画に入っていない森林をやりたいというこ

とをやってくれれば、一定程度の審査をしまして、認められれば、それはそれで事業展開していくのは、我々としては全体の森林管理の面からは良いことかなと考えております。

○議長（倉兼政彦君）8番 諸岡君。

○8番（諸岡勇君）大きな意味では、森林に親しむ、國民がやっぱり森林に親しんでいくというか、そういった保育活動も含めて、やる活動に重点が置かれていますね。で、今年の事例の発表の中では、保育所ですね。保育センターなどが、こういった山に親しんでいく子供を作るための事例発表もあったのですが、これなどは、やっぱり休みなどを利用して、こういった活動をやっている場所もありますから、多方面に渡って森林と親しむ勉強をしていかないと、段々、立ち遅れしていくのではないかと思いますが、この点についてまず、どんな考えを持っているか、お聞きをしておきたいと。それからもう1つは、先程、答弁に今回なかったのですが、機械などの整備ですね。公益で貸してくれる大型機械などはあれなのですが、ちょっとしたチェンソーだと、そういったものは、そんなに多額でないもの。例えば、木切り機だと、こういったもの半額処理で国から出るわけですね。こういったものだけでも、こういった作業を進めていけば、そういった利点も出るわけですから、やっぱり個人的に山を持っている方は、是非とも挑戦をしてみては良いのではないかと思いますが、その辺のPR活動、又はそういった定着をしていくための努力が必要だと思うのですが、今1つ、この点について、お聞きをしておきたい。

○議長（倉兼政彦君）杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本力君）國民が森林に親しむということで、教育的な活動も含めた中でという他町村の事例等もございます。一方で美深町はこの事業とは別に、この事業団体とは美深町はならないで、それとは別に森林組合だと北部森林室とかと連携したり、各団体と連携して毎年小学校の児童、そして昨年は高校の担い手も含めた中で、森林授業というか、活動をやっております。バスをチャーターしまして、そういう活動をやっていますので、一方で違う部分での取り組みは、美深町はやっているのかなということで、あくまでも、これは実施団体が里山の部分は計画して、それをソフト的な事業として、補助をもらうということなので、それは参加する団体がいらっしゃいましたら、そういうのも、考えて頂きたいなというように思うところでございます。後、機械の部分で、以前もご質問されたと思うのですが、作業主任者の関係かなというとこだと思うのですけれども、それについては、前、多くて受けられないという状況の下もあったんですけど、我々が調査した段階では、色々なところで、名寄の人材センター等に確認しても、その満員の状況はないですね。ということで我々も受けていますので、それは受けられるのかなと。後、それについての助成については、それはちょっと、我々今やっている林業振興全体では、一定

程度、色々な助成をやっているのですが、これについてはやっていませんので、刈払い機だとか、チェンソーだとかという研修に対して、なかなかここで、本当にそれが里山の部分で利用される部分なのか、本当は違う部分なのかという、そこら辺非常に難しいので、なかなかここで、どうするという方向性については、お答え出来ない部分について、ご理解願いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君）8番 諸岡君。

○8番（諸岡勇君）質問しなかったやつの回答を頂いたのですが、やはりですね、名寄市などはブラシカッターとかチェンソー、こういった講習に対して補助を出しています。これらをやっぱり出すべきではないかと思っていますが、これらの検討は、又、将来的には、美深町では申し込みがなかったと言われますが、その名寄の人の集まり具合を言ってみても、この地元でそういう講習があれば、受ける人がたくさん出てくるのではないかと思うのですが、その点についても再度、答弁をもらいます。

○議長（倉兼政彦君）杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本力君）先程もほぼお答えしたと思うのですけれども、これについては、今、明白に今後どうするかという部分、ただ、林業者の分を考えたらアンケートというか聞き取りをしたのですが、それについては、ほぼみんな受けているので必要ないかなということは受けています。後は、民間については、刈払い機だと林業関係だけなのかなという部分もありますから、これはここで、ご答弁についてはちょっと申し訳ないですけども、差し控えてというか、ご答弁できないことについて、ご理解頂きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君）他にございませんか。なければ質疑を終了致します。討論を行いますが討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君）討論なしと認めます。これから、議案第26号について、採決を行います。原案の通り決定することに賛成の諸君の挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君）全員賛成です。従って議案第26号 平成29年度美深町一般会計補正予算（第2号）は原案の通り可決されました。

---

#### ◎日程第7 議案第27号

○議長（倉兼政彦君）日程第7号 平成29年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題と致します。質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君）ありませんか。別段、なければ質疑を終了致します。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君）討論なしと認めます。これから、議案第27号について採決を行います。原案の通り、決定することに賛成の諸君の挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君）全員賛成です。従って、議案第27号 平成29年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は原案の通り、可決されました。

---

#### ◎日程第8 意見書案第1号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第8 意見書案第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書案を議題と致します。本件の提出者は長岐君。賛成者は中野君、岩崎君、小口君、藤原君です。この際、提出者の長岐君から本件の趣旨について説明を頂きます。

2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 意見書案第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について、地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により、下記の通り意見書を提出する。提出者は、私、長岐。賛成者は、中野、岩崎、小口、藤原の各議員です。提案内容は、意見書案の朗読により説明に代えたいと思います。地方財政の充実・強化を求める意見書案。地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、環境対策、被災地の復興、地域交通の維持など、その果たす役割が、拡大していることに加え、人口減少問題への対応など、新たな政策課題に直面しており、こうした課題に適切に対応していくためには、地域の財源需要を的確に見積もり、これらに見合う地方交付税及び、一般財源を確保することが極めて重要です。地方自治体が、今後も質の高い公共サービスを維持するためには、実態に見合った歳出・歳入を的確に見積もり、国と地方自治体の十分な協議を保証した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税のあり方を決定する必要があります。よって、国においては、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行財政運営を実現するため、平成30年度の地方財政計画、地方交付税及び、一般財源総額の拡大に向けて、次の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望します。記1、社会保障、環境対策、災害対策、地方交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握するとともに、地方の安定的な財政運営に必要となる、一般財源の総額を確保すること。記2、子ども・子育て支援制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの

対応と、人材を確保するための社会保障関係予算の確保及び所要の地方財政措置を講ずること。3、地域交付税における「トップランナー方式」による算定により、地方自治体の行財政運営に支障が生じないよう、地方交付税の財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安全・安心を確保することを前提にするとともに、人口規模の違いなど地域の実情を踏まえたものとすること。4、災害時においても住民に命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体、庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と、十分な期間の確保を行うこと。また、平成27年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないよう、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。5、地域間の財政遍在化の是正のため、引き続き税源の遍在が小さく、収支が安定的な地方税体の構築に取り組むとともに、各種税制の廃止、減税を検討する際には、地方財政の運営に影響を与えないよう代替財源を確保すること。6、地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「まち・ひと・しごと創生事業費」等については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかるため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経済的に必要な経費に振り替えること。7、地方交付税の財源調整機能の強化を図るため、留保財源率を見直すこと。また、人口減少が地域間のさらなる財源力格差の拡大を招かないよう、地方交付税の算定方法について、面積的要素の拡充や、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講ずること。以上、地方自治法第99条の規定により提出する。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣、地方創生担当大臣であります。議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げ、提案説明と致します。

○議長（倉兼政彦君） 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 別に質疑がなければ、終了致します。討論はありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） なしと認めます。これから、意見書案第1号について採決を行います。原案の通り、決定することに賛成の諸君の挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、意見書案第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書案は原案の通り、可決し、意見書を提出することと決定を致しました。

◎日程第9 意見書案第2号

○議長（倉兼政彦君） 日程第9 意見書案第2号 平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書案を議題と致します。本件の提出者は中野君。賛成者は、諸岡君、岩崎君、藤原君、長岐君です。この際、提出者の中野君から本件の趣旨について説明を頂きます。

4番 中野君。

○4番（中野勇治君） 意見書案第2号 平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書案の提出について。地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により、下記の通り意見書を提出する。本件は、私、中野が提出委員であります、賛成は、諸岡、岩崎、藤原、長岐の各議員に賛成をいただきました。それでは、意見書案の概略を申し上げて、議員各位のご賛同を得たいと思います。本件は昨年、平成28年最低賃金の決定においては、全国加重平均823円に対し、北海道においては786円という、まだ800円にも達していない北海道の最低賃金であります。これらに対して、意見書の趣旨は、前段で現状の働く貧困層の状況を記載し、そして、労働基準法第2条において、労働条件の決定は労使が対等な立場で行うものと定めていますが、現状では、最低賃金の影響を受けるこれらの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与することが出来ません。従って、北海道労働局及び、北海道地方最低賃金審議会においては、重大な責任があるわけです。これに対して以下のことについて、措置を講ずるとともに、強く改正にあたって、要望をするということあります。記、以下を朗読致しますが、1つとして、「出来る限りの早期に全国最低800円を確保」「平成32年までに全国平均1,000円をめざす」という目標を掲げた「雇用戦略対話合意」、「経済財政運営と改革の基本方針」及び、「日本再興戦略」、さらには「ニッポン一億総活躍プラン」を十分尊重し、経済の自立的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。2つとしては、設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給（時間額にして896円）を下回らない水準に改善すること。3つ目としては、厚生労働省のキャリアアップ助成金を有効活用した最低賃金の引き上げを図ること。同時に、中小企業に対する支援の充実と、安定した経営を可能とする実効ある対策を図るよう国に対し要請すること。ということで、地方自治法第99条の規定により提出するものであります。提出先は北海道労働局、北海道地方最低賃金審議会であります。審議会は7月から始まるそうであります。10月1日には、最低賃金が決定するそうです。以上のことから、議員各位のご賛同をお願い致します。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） ありませんか。質疑なしと認めます。討論もありませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから、意見書案第2号について採決を行います。原案の通り決定することに賛成の諸君の挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、意見書案第2号 平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書案は原案の通り可決し、意見書を提出することと決定を致しました。

---

#### ◎日程第10 意見書案第3号

○議長（倉兼政彦君） 日程第10 意見書案第3号 新たな高校教育に関する指針の見直しに関する意見書案を議題と致します。本件の提出者は、岩崎君。賛成者は、藤原君、中野君です。提出者の岩崎君から本件の趣旨について説明を頂きます。

7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 新たな高校教育に関する指針の見直しに関する意見書案の提出について。地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により、下記の通り意見書を提出する。提出者は、私、岩崎。賛成は、藤原、中野議員であります。意見書案の朗読をもって議案書の提出とさせて頂きます。「新たな高校教育に関する指針」の見直しに関する意見書案。北海道教育委員会（以下、道教委）は平成18年8月、「新たな高校教育に関する指針」（以下、指針）を発表し、平成20年から順次、指針内容を実施しています。この「指針」第6章「学校水準の維持向上を図る高校配置」のなかで、「高校配置の考え方」として、「1学年4～8学級を、望ましい学校規模とし、再編整備などを進めます」と明記し、学級定員を40人に固定したうえで、「特例2間口校」制度の廃止も示しました。小規模校の取扱いでは、近隣高校との再編をすすめ、その判断を1学年2学級以下校においては、通学区域における中学校卒業者数の状況、欠員状況、地元からの進学率などを根拠とするとしています。しかしながら、こうして「高校配置計画」を推し進めた結果、平成20年から道立高校38校が閉校となりました。そのうち18校は地域唯一の高校の閉校でした。高校のない地域に住む生徒は、遠距離通学の負担を強いられ、教育の機会均等を脅かす状況にあります。都市部では「多様化再編」を名目に各々の高校の文化や歴史を顧みず、住民の声を十分に聞かないまま大規模な統廃合が進められています。1学年4～8学級を「適正」規模、1学級40人に固執すれば、現在90校程度ある3間口以下の道立高校で今後も統廃合が進む可能性が大きいと言えます。保護者や地域住民の声を聞くために開催している「地域別検討協議会」での参加者からは、「機械的に高校を無くさない

でほしい」という声が多く聞かれます。「指針」が「望ましい学校規模」の利点として、「生徒の学習ニーズに応える多様で柔軟な教育課程が編成できる」「生徒会活動や部活動が活性化し充実する」ことをあげていますが、地域の高校がなくなることで通学時間が長くなり、課外活動などが十分にできない難点も指摘されています。小規模校の利点は、生徒一人ひとりに目が行き届き、地域に根ざした特色ある学校教育を受けることができる点です。「望ましい学校規模」に固執するのではなく、地域住民の声を聞きながら学校づくりをすすめることこそが大切であり、そのことが北海道の喫緊の課題である地域創生にもつながっていくと考えます。今、求められるのは、地域の高校が高校としての機能を果たせる施策の実現であり、子どもの学ぶ権利の保障です。現在、道教委では、指針の見直しを検討し、平成30年3月をめどに「新しい指針」の決定を目指していますが、地域住民と地域社会の声が盛り込まれることが強く求められます。この10年間で行われた硬直した高校統廃合の見直し、ふたたび機械的かつ大規模な高校統廃合が、行われないような指針を策定することが必要あります。よって、美深町議会は北海道及び道教委に対し、次の事項を実施するよう強く要請します。1つ、北海道道教委は、地域の願いや実態に応じ、子どもの学ぶ権利や教育の機会均等を保障する立場から、「新たな高校教育に関する指針」を検討・見直すこと。2つ、北海道道教委は独自に少人数学級を高校で実施し、「機械的」高校統廃合を行なわないこと。以上、地方自治法第99条の規定により提出するものであります。提出先は、北海道議会議長、北海道知事、北海道教育委員会教育長であります。小間口を抱える、美深高校を抱えるわが町にとっても、これは実現をしたいと考えておりますので、各位のご賛同を賜れば幸と存じます。以上、提案説明を申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） ありませんか。それでは、議長の方から発言者に質問を致しますが、今、記のところで文面では、道・道教委となっていますが、北海道という言葉を発言されました、ここは訂正をするのですか。しないのですか。

はい、どうぞ。

○7番（岩崎泰好君） 失礼しました。目の方がちょっと悪くて。道ですね。道になっていました。訂正いたします。

○議長（倉兼政彦君） では、1つはですね、道教委という文面については、1番文面の最初に北海道教育委員会（以下、道教委）とすることなのですが、北海道を道とする文面の指示がないのですが、それでよろしいですか。

○7番（岩崎泰好君） その文章の通りにして下さい。私の読み違いでございます。訂正さ

せて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） わかりました。以下、質疑がなければ終了致します。討論を行いますが、討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから意見書案第3号について採決を行います。原案の通りに決定をすることに、賛成の諸君の挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、意見書案第3号 新たな高校教育に関する指針の見直しに関する意見書案は原案の通り可決し、意見書を提出することと決定を致しました。

ここで皆様に、お諮りを致します。先程、諸般の報告で日程第11 意見書案第4号について取り下げの申し出の話がありましたので、議事日程の訂正をお願いしたいと思いますが、議事日程第11を削除して第12を11に繰り上げる、そして13を12に繰り上げていきたいと思いますが、異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。

---

#### ◎日程第11 議員派遣の件

○議長（倉兼政彦君） それでは、日程第11 議員派遣の件を議題と致します。

お諮りを致します。会議規則第120条の規定により、お手元に配布の通り議員派遣を承認したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、議員派遣の件は、承認と決定を致しました。

---

#### ◎日程第12 承認第2号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第12 承認第2号 閉会中の所管事務調査の申し出があります。総務住民及び産業教育常任委員会、並びに議会運営委員会からお手元に配布の調査項目について、閉会中の所管事務調査の申し出です。本件、申し出の通り承認したいと思いますが、そのように決定してご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、総務住民及び産業教育常任委員会、

並びに議会運営委員からの閉会中の所管事務調査の申し出は、承認と決定を致しました。これで、本定例会に付議された案件の一切が終了致しましたので、会議を閉じます。これで、平成29年第2回美深町議会定例会を閉会と致します。どうも、ご苦労様でした。

閉会 午前11時40分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 倉兼政彦

署名議員 小口英治

署名議員 長岐和彦